

1 議 事 日 程（第2日）

（令和8年第2回有田川町議会定例会）

令和8年6月11日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである（14名）

1番 神 山 裕 介

3番 佐 曾 永 和

5番 栗 山 昌 之

7番 中 島 詳 裕

9番 林 宣 男

11番 森 谷 信 哉

13番 増 谷 憲

2番 井 本 芳 秀

4番 濃 添 勇 作

6番 椿 原 竜 二

8番 谷 畑 進

10番 岡 省 吾

12番 堀 江 眞智子

14番 殿 井 堯

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

2番 井 本 芳 秀

13番 増 谷 憲

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（14名）

町 長 坂 頭 徳 彦

住民税務部長 小 澤 俊 彦

総務政策部長 中 屋 正 也

産業振興部長 南 長 寿

清水行政局長 高 垣 善 成

財 務 課 長 青 石 元 希

教 育 長 片 嶋 博

副 町 長 井 上 光 生

福祉保健部長 井 本 英 克

消 防 長 宮 本 康 之

建設環境部長 森 本 博 貴

総 務 課 長 原 秀 文

企画調整課長 寺 杣 真 英

教 育 部 長 中 平 洋 子

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長 山 縣 和 弘

書 記 細 野 鶴 子

令和 8 年第 2 回定例会一般質問者及び項目表

通告順	議員名	質 問 項 目
1	殿井 堯	1. 新規に議会へ出席する副町長、職員の行政に対する意気込みとそれに対する期待を問う 2. 過疎地域におけるライドシェアの現状について問う
2	椿原竜二	1. 地域医療・救急・介護連携について 2. ワカヤマソウリユウを活かした地域戦略について
3	谷畑 進	1. 県道 18 号鏡石トンネル道完全開通のその後は
4	中島詳裕	1. 清水会館の取り壊しと機能移転について 2. 過疎地域における公共交通機関の役割と施策として取り組んでいる移動支援の現状と課題について
5	井本芳秀	1. 過疎化対策と大々的な観光地化について 2. 山の自然を活かした公園づくりについて 3. 神社仏閣やお地蔵さんなど町に眠る歴史の活用について
6	増谷 憲	1. 公共交通の充実について 2. 子育て支援策について
7	栗山昌之	1. 納税通知の集約と証明書発行手数料の推移と業務量の推移 2. 災害助成金の返還と回収についての検討結果は
8	佐曾永和	1. 清水消防署の新築移転の進捗状況 2. 条例定員 71 名は現在の状況では少なくないか 3. 使用不能となったモバイルバッテリーの回収について 4. 有田養鶏農業組合債権回収について
9	神山裕介	1. 世界農業遺産の継承に向けた荒廃農地の再生について 2. 中学校部活動の地域移行を見据えた地域スポーツ環境の整備について

8 議事の経過

開議 9 時 30 分

○議長（岡 省吾）

おはようございます。

ただいまの出席議員は 14 人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか 13 人であります。

…………… 日程第 1 一般質問……………

○議長（岡 省吾）

日程第１、一般質問を行います。

配付のとおり、９名の議員から通告をいただいておりますので、順次許可いたします。

……………通告順１番 １４番（殿井 堯）……………

○議長（岡 省吾）

１４番、殿井堯君の一般質問を許可いたします。

殿井堯君の質問は、一問一答形式であります。

１４番、殿井堯君。

○１４番（殿井 堯）

改めましておはようございます。１４番、殿井でございます。ただいま議長指名をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

その前に、海の向こう、世界的に戦争がいつまでたってもやまりませんね。また、イラン、イラク、ロシア、アメリカを含めていろんな、いつになったらやまるのかなと、心から心配をしてるんですけども、日本は平和でいいですね。ただ、日本も平和でいいのですけれども、今日は朝からほかの議員に聞くところによると熊対策、戦争はなくても熊がようさん出ると。この頃、テレビのニュースなんか、すごい熊との闘いというような格好でけが人も多く出てます。そういうことの対策も、我が町もぼつぼつしっかりとしていただかんと、そういう経緯結果のうわさも流れてきていますんで、よろしく願いしたいと思います。

一般質問に入らせていただきます。

今回、６月の議会は私、定番と言うていいんですか、議会へ初参加の人に対して、議会に対してどのような思いを持って、議案を背負って議会へ出席していただくかという１問目の質問なんですけども、今回は消防長、また清水行政局長、これに関して副町長という格好になりますが、副町長の場合は、職員として何十年間もこの議会へ対応してくれております。一応副町長としての初登壇というんですか、初質問になると思いますので、副町長のほうも初出場というような格好で御答弁のほうをよろしく願いしたいと思います。

今度、初めてこの議会へ出席される議員は、今までと違って議案を背負ってこの議会へ登壇してくれていると思いますんで、その面もよろしく御答弁をしていただければと思います。

まず、消防長並びの行政局長は初めてなんで、どのような議会で、どのような思いでこの議会へ登壇されているのかを御答弁願いしたいと思います。

そして、２問目にライドシェア。このライドシェアは、令和６年第３回の議会一般質問をさせていただきました。ライドシェアということになって、まだその当時は何も形みたいなのがまだできてなかったんですけども、質問してお骨折りいただき、

そのときに坂頭副町長、また今、副町長となられる井上副町長は総務政策部長という格好で令和6年度に一般質問をさせていただきました。そういう今回の登壇は、2問の質問によってさせていただきたいと思います。しっかりとした思いを答弁いただければ幸いかと思います。

まず、登壇したこの席では、1回目の質問としてさせていただきますので、よろしく御答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（岡 省吾）

消防長、宮本康之君。

○消防長（宮本康之）

殿井議員の質問に答えさせていただきます。

このたび新しく消防長に就任しました宮本でございます。有田川町議会議員の皆様には、日頃より当町の消防行政に対し格別の御理解と温かい御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

当町は、豊かな自然に恵まれる一方で、その広大な地形から高齢化が進む山間地域の安全確保や、近年多発する局所的な気象災害への対応など、消防防災面において常に緊張感を持った対応が求められております。このような中、消防長という重責を担うに当たり、責任の重さを痛感し決意を新たにしております。これまでの有田川町の消防体制をしっかりと受け継ぎ、現場の声を大切にしながら現場対応力の維持向上に努めてまいります。

有田川町において、大きな役割を果たしてくださっている消防団員の皆様や関係機関との緊密な連携を維持しながら、町民の皆様が安心して暮らせる環境づくりに誠心誠意努めてまいります。議員の皆様におかれましては、今後とも変わらぬ御指導と御鞭撻を賜りますよう、どうかよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岡 省吾）

清水行政局長、高垣善成君。

○清水行政局長（高垣善成）

おはようございます。清水行政局長の高垣です。よろしくお願いいたします。

殿井議員の御質問にお答えさせていただきます。

私が勤務する清水地域では、近年、しみず温泉がリニューアルオープンし、また移住就業の拠点である「しろにし」は様々な活動を行い、地域振興につながっております。農業分野では、全国有数のブドウ山椒の産地であり、林業分野では広大な森林を有しておりますが、皆さん御存じのとおり、人口減少と高齢化による後継者不足が深刻な問題となっております。

このような状況の中、私の職は地域住民の御意見・御要望を伺うことであります。本庁との関係を密にし、また関係機関との御協力を得ながら地域の発展課題に努めて

まいりたいと思っております。どうかよろしくお願いします。

以上です。

○議長（岡 省吾）

副町長、井上光生君。

○副町長（井上光生）

改めまして、皆様、おはようございます。殿井議員の御質問にお答えさせていただきます。

副町長の仕事は、町長のもちろん補佐、そして、事務の監督、政策及び企画の立案に加えて権限の代行と多岐にわたっております。坂頭副町長の町政に対する思いや考えを理解して、町長が掲げる全ての世代が有田川町に住んでよかったと心から思える持続可能な未来を創造したく考えています。そのために、まず住民のアイデアや意見が反映されやすいよう、政策を統括して住民と協働できる組織を設置しようと今動いております。

今のところは、まだ庁内で数回の会議を持った段階ではございますが、議員の皆様方にはもう少し具体化した時点でお示しし、御理解を得ようと考えてございます。また、それが具体化しますと、住民の意見を聞きながら、一番住民にとってサービスの提供ができるような組織にもなっていこうかと思っておりますので、どうか今後ともひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

皆さん、改めましておはようございます。

今回、また9名の議員が御登壇されるということで、私を含め部長、課長、併せて丁寧に御対応したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

殿井議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の4月より新たに議会へ出席する副町長、職員の行政に対する意気込みと、それに対する期待についてでございますが、議会に出席している説明員のうち答弁をさせていただきました3名が、今回新たに説明員として出席をしております。新たに議会へ出席する部長・課長には、担当業務に関する知識と責任を持って分かりやすく丁寧な説明を行うことを期待しております。

また、議員の皆様からいただく御意見や御提案を真摯に受け止め、今後の行政運営に生かしていく姿勢も重要であると考えております。あわせて全職員に対しては、住民目線に立った行政運営を常に意識し、自ら課題を発見し、解決に向けて主体的に取り組む職員であってほしいと考えております。そのことが本町が目指している、誰もが安心安全で住んでよかった、長く住み続けたいと思えるまちづくりにつながるものと思っております。それぞれの部長・課長は、町民のために、町政発展のために最大

の努力をする決意でございますので、議員の皆様方の今までと変わらぬ御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

次に、２点目の過疎地域におけるライドシェアの現状についてでございますが、令和６年第３回定例会におきまして、ライドシェアについて御質問をいただきました。当時、地域交通の維持・確保の観点から、その導入の可能性について検討していく旨をお答えしたところでございます。そしてその後、関係機関との調整や制度内容の精査、運行体制の構築等を進めた結果、路線バスやタクシー、コミュニティバスを補完する交通手段の１つとして、令和７年１月より本町においてライドシェアの運行を開始したところでございます。

この公共ライドシェアの実施によりまして、交通空白地域における住民の移動手段の確保に一定の成果が見られてきているところです。また、公共ライドシェアのみで地域の交通課題を解決することは難しく、既存の公共交通との役割分担や連携が重要であると考えております。利用実態や住民ニーズを把握しながら、コミュニティバス、定額タクシー、公共ライドシェアなどを組み合わせた持続可能な交通体系の構築に取り組んでいるところでございます。

今後につきましても、国や県の動向を注視するとともに、利用状況の分析や関係事業者との協議を重ねながら、誰もが安心して移動できる地域交通の確保に努めてまいりたいと思います。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（岡 省吾）

１４番、殿井堯君。

○１４番（殿井 堯）

御答弁ありがとうございます。

再質問に移らせていただきますが、今、町長からの御答弁をいただきましたとおり、ライドシェアをまたかなえていただき、その運行に対しても始まっているというような格好で、これ２問目でまた質問させていただき、心から感謝いたします。

それとごみステーションの場合でも、今まで８０万円の補助金が今度１００万円になったと。これも一般質問させていただいたおかげで、期待に応えていただきまして大変ありがとうございます。

それと本議会に初めておみえになっている消防長、行政局長。行政局長の場合は、２問目にこの質問がありますので、それと分けて２問目に合体して再質問をさせていただきますので、御答弁のほどよろしくお願いします。

まず、消防長にお伺いします。

有田川町は、安心安全で暮らせる町ということになると、まず消防関係が一番主力となってきますのが、その安全安心に暮らせる町としての消防長として、どういうお考えでいらっしゃるかお聞かせ願えますか。

○議長（岡 省吾）

消防長、宮本康之君。

○消防長（宮本康之）

殿井議員の再質問にお答えさせていただきます。

町民の安全安心を守るための考えということでございますが、町民の安全安心を守るため、激甚化する災害や高齢化などの消防を取り巻く環境が厳しさを増す中、当消防本部におきましては、まず車両や資機材の計画的な更新を進め、いかなる災害にも即応できる常備消防力を維持してまいります。

また、地域防災の要である消防団への支援として、活動環境の整備や適切な訓練などを通じて、消防団員の確保と負担軽減に努めてまいります。さらに地域と連携した防災教育や啓発活動を通じ、町全体の防災意識を底上げしてまいります。

以上です。

○議長（岡 省吾）

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

安心安全で暮らせる町、これは一番住民が望んでいる姿勢でございますので、何とぞ消防長も大変お忙しい中でありましても、これも重点的に抜本的な対策を副町長、町長と御相談の上でどしどしと進めていってほしいと思います。

それともう一点なんですけれども、災害時のドローンにおける活躍ということで3月議会で一般質問させていただきました。そのときにお答えいただきましたのは、総務で1基、消防で1基という格好なんで、それやったら災害時に今、線状降水帯やの災害時は物すごい被害を受けているときに、視察して現状を把握するためにそのドローンを使いたいと言ったら2基しかなかったのね。結局、旧3町が合併して、少なくとも旧町に1基というような格好で要望させていただきました。そういう要望に対しての今までの3月議会からこの6月までにどのような変化が起こっているのか、どのような対策を取られているのか、ひとつまたお聞かせ願えますか。

○議長（岡 省吾）

消防長、宮本康之君。

○消防長（宮本康之）

殿井議員の再質問に答えさせていただきます。

議員が今おっしゃったように、ドローン、消防には1基しかございません。しかしながら、その運用方法について少し説明させていただきます。

ドローンの活用のその後ですが、ドローンは災害現場の状況把握において、非常に重要なツールであると消防本部としては認識しております。一方で、ドローンは住民の皆様の上空、頭上を飛行するもので、非常事態時における災害現場において、万が一の墜落リスクというのを完全に排除することはできない。また、悪天候時の飛行制限や通信距離の制約、バッテリーの持続時間といった運行上の課題も多く、当消防本

部としては、あくまで現場活動を補完する補助的ツールの1つとして考えております。安全運航を最優先に考えて運用しておるところです。

いずれにしましても、災害現場を上空から一望できるという、これまでの消防活動では考えられないような情報を収集できることは確かな事実で、殿井議員の提言を踏まえて、機体の購入であったりとか更新を適切に行って、ドローンの安全運航に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岡 省吾）

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

そういう答弁をいただけてありがたいと思いますけども、災害というのは待ったなしなんです。明日起こるか分からん、いつどういう状況で起こるか分からんということで、3月議会にそういう対処を消防長にお願いし、町長にもお願いし、その対策を取っていただきたいということなんで、その答弁はその答弁で受け止めておきますけども、そういう今1基しかないドローンを3月に一般質問させていただいたときに、3月以降に今現状も1基であるか、また1基が2基になっているか、我々旧3町が合併したときに、現状で災害が起こったときには、今御答弁いただいたように空から一望に見て、どの地域にどのような被害が起こっているかということは、ドローンが一番初手のやる方法だと思って3月議会にその質問をさせていただきました。そうやって今の質問の御答弁はいただきましたけど、その1基からどういう対策をして、この6月まで来ていただいているのか、その御答弁をお願いいたします。

○議長（岡 省吾）

消防長、宮本康之君。

○消防長（宮本康之）

殿井議員の再質問に答えさせていただきます。

現状も1基であることには間違いございません。先ほど答弁させていただいたとおり、機体の買い増し、更新、そういうのを適切に行っていきたいというようには考えておるんですけども、先ほども申し上げたとおり、安全運航をまず第一に考えておりまして、ドローンに限らずなんですけども、消防が災害現場で使う資機材というのは100%の安全が担保されていると、それが大前提というように考えておりますので、消防本部としましては、使用の仕方というのは現状のような使い方で現在も使用しているということです。

以上です。

○議長（岡 省吾）

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

町長、町長に質問を振りますね。だから3月議会に、今の現状で災害が起きたときに、待ったなしの状況が起きると。その状況を把握するために、今、消防で1基、総務に1基、その2基では対応できないのではないかと、町長にも申し上げたと思いますけども、だから今、その答弁を聞きますと、現状のままなんです。質問は3月にやってるんです。その間、この間は台風も来、紀南のほうで大災害が起きているというような、全国的にも災害が起きているということで、要するに災害は待ったなしなんです。だから対策を災害が起こる前に、起こってから対策を取るんじやなしに、起こる前に対策を取っていただけませんかという要望の質問をして、現状は残念ながらその3月の日の現状でという格好の御答弁で、その点、町長としていかがですか。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

運用につきましては、今答弁させていただいたところでございます。

確かにこの前からも台風も来ておりますし、災害のシーズンにもなってまいります。今、検討しているところでございますので、また早急に対策をさせていきたいなと思ってございます。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

そういう御答弁なんですけども、なるべくなら災害は待ったなしという格好なんで、それはこういう災害とかそういう場面に起こってから考えるんじやなしに、起こる前にそういう対策を練っていただければ、我々も安心安全で暮らせる有田川町というような格好で暮らせると思いますので、また予算の都合もあるし、そういう段取りの都合もあるとは十分に承知してますので、なるべくならそういうことを連携を取ってやって、早急に対策を練っていただければと思いますので、この件の質問は要望として対策を取っていただけるようお願いして終わりたいと思います。

また、今回新たに副町長となられてこの壇上に来まして、今まで総務政策部長という格好で一般質問をさせていただきました。今回は副町長が町長、総務政策部長が副町長ということで、2人がタッグを組んでそうそうたる何で活動的にも活発な3月から活動をされておるということは十二分承知しております。また今回、副町長としてその席へ着かれております。今後の有田川町としての対策をお聞かせ願えれば幸いですと思いますがいかがですか。

○議長（岡 省吾）

副町長、井上光生君。

○副町長（井上光生）

殿井議員から過分なお褒めの言葉をいただきました。今のドローンの件についてのことですか、全体のことですか。

ドローンについても、民間の方とも協定を結びながら、ドローンを災害のときにはということもやってますし、もちろん役所の中、消防職員の中では、機械が幾らあっても操縦できる者が数多くなかったらあかんと思ってます。それについては、予算をいただきながら資格を取らせるようにしてはございます。

そして町全体、副町長になって非常に重責をひしひしと感じてございます。3月24日に承認いただきまして25日から着任して、まだ三月たつたたないかではございますが、その重責というのは非常に痛感しているところでございます。大きなことを言うんではないですが、町民のために、また坂頭町長の意向を踏んだ上で、議員の皆様方とも連携しながら住みやすいまちづくりに貢献したいなと思ってございます。

以上です。

○議長（岡 省吾）

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

井上副町長は、有田川町の隅から隅まで知り得て、職員としてずっと長く勤め上げてきました。また今回、副町長としてこの議会へ登壇されております。また、町長も中山町長の副町長として有田川町を支えてきました。だから、全く関係のないという格好ではなしに、2人ともこの有田川町を隅から隅まで知り尽くしている2人だと思います。この2人のタグを今後とも期待していますので、我々議会一同一緒になって頑張りたいと思いますので、今後ともまた御鞭撻のほどよろしくお願いして終わります。

それと2点目のライドシェアなんですけども、令和6年度第3回の議会で御答弁いただいたと思いますんで、今現状、その当時からどのような段階を経て、どのような経緯結果で今活動されているか、総務政策部長にお伺いしたいと思います。御答弁よろしくお願いします。

○議長（岡 省吾）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

殿井議員の再質問にお答えさせていただきます。

殿井議員に令和6年第3回定例会のときに御質問いただきまして、その後、関係事業者といろんなことを検討しながら、令和7年4月からライドシェア、清水の一部地域で運行を開始しております。それで実績としましては、延べ人数250人で、月平均20名の利用があります。今後も利用しやすいように、運行しやすいように、今後とも検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡 省吾）

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

今、部長の答弁をいただきました。活動的にどのような活動をされてるか、どのような経緯結果でやってるか、まずこのライドシェアというのは過疎化、辺地のところに大変期待を持ってやられていると思うんですけども、そういう人員的な配置とか台数とか、どのような今、経緯結果で動いてるか、その点お聞きしたいと思いますがお聞かせ願えますか。

○議長（岡 省吾）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

この公共ライドシェアといいますのは、民間の運転される方を募集させてもらいまして、今、9名運転手がございます。それで運転手を募集しまして、予約するところが民間事業者にあるんですけど、そこで予約してもらいまして、何時に来てよということで、そこで配車を手配して運行されている状況であります。その結果、利用者が大体250人という結果となっております。

以上です。

○議長（岡 省吾）

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

ありがとうございます。ライドシェアの件についても、安心安全でという消防長より答弁いただきましたけども、この件について一番重要な位置にある、この前3月議会でうちの同僚の佐曽が、清水の消防署の内容を一般質問されました。それをお聞きして、そういう不便とかそういう不自由な件が清水の消防署にあるんだったら、防災の拠点で一番災害が多く、山崩れとかそういうことが起きやすいのは清水地域だと思います。

その点の質問に対して、そういう環境的な消防署が受けられる災害のときに出動せんなん場所である清水の消防署に難点的なものがあるということもお聞きしました。だから本庁の消防長の御答弁をお聞きして、どのような感情で、どのような今後のやり方で、こういう防災的なことと、ライドシェアとかこの件について、行政局長にどういう考えでどういう御答弁をいただけるか、どのように考えているのか御答弁願えますか。

○議長（岡 省吾）

清水行政局長、高垣善成君。

○清水行政局長（高垣善成）

殿井議員の質問にお答えさせていただきます。

確かに清水地域はかなりの過疎化が進んでおります。そして、先ほどライドシェアの話もありましたけども、公共交通機関の有無というのは、住民が生活する上でかなり重要な要素と考えております。有田川町では、交通機関に関してではコミュニティバスをはじめとする交通支援を行っているんですけども、清水地域は道路の支線が多く、居宅が点在している状態でございます。それを踏まえると、ライドシェアは貴重な交通手段の1つと考えております。今後は一層の定着に向けた周知等にも努めていきたいと考えております。

○議長（岡 省吾）

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

ライドシェアの件は十分御答弁いただきました。

ほか防災面、というのはそのライドシェアの件があるから防災面も2問目、清水の対策として、清水にということは清水の消防署には今現状ドローンがないということですね。ということは、あの山間部において災害が起きた場合、本庁からドローンを飛ばして清水の政策をするような格好になれば距離が長いんで、あれは燃料を使って動く、電池を使って動く、そういう機械的なものなんで、清水にないということは、即清水の周辺の何はどのような被害が出て、どのような対策をしなければならんかということは、なかなかもう道路が寸断されてきて把握できないんですよ。そのときに、そのドローンがなければ清水の地域の山間部が多いところは現状でどうなっているか、こうなっているかということは把握しにくいから、そういう格好でまず消防署の清水支局というんですか、清水のその質問をされたと思うんですよ、同僚議員は。だから、そういうような対策をどう考えているのか、その点をお聞かせ願えますか。

○議長（岡 省吾）

清水行政局長、高垣善成君。

○清水行政局長（高垣善成）

殿井議員の質問にお答えさせていただきます。

ドローンは確かに道路が寸断された場合においては、かなり有効な手段だと考えております。今後、本庁と連携しながら、ドローンの配備も含めて検討していきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（岡 省吾）

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

数々の質問と要望もさせていただきました。そこで、災害にしろ、そういうライドシェア的なものにしろ、一番難点というのは災害のことだと思います。だから、それをいち早くどのような状況で、どのような被害が出てきているかという格好で、まず

は清水にけが人が出ましたと、道路が寸断されてますと、そういうようなけが人の手当てをするのに薬品とかそういう関係が欲しいと。こっちから薬品を手だてして、ドローンで清水まで送るという格好の連携とかそういうことは、みんなが力を合わせて連携をしていかんと、そういう緊急の応急措置という格好になれば一番大事なことで、今後も考えていかないといかんと思うんで、まず御答弁いただきました総括として、町長、今後の対策とどのような計画を持ってそういうことに対処していただけるのか御答弁をお願いいたします。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

安心安全のまちづくりにおきまして、喫緊の課題といたしましては、今御提言いただいたような消防署の在り方、そしてドローンの活用ということで御提言いただいておりますので、その対応を図ってまいりたいと思っております。

それから、長期的な課題といたしまして、今年、住民の皆さんにもアンケートを送らせていただいて、来年度以降のこの長期総合計画、そして立地適正化計画、今年度また立てようと考えてございます。それで、その中におきまして、それは20年後の有田川町のまちづくりに向けてということで考えてまいりたいと思っております。

いろいろとそういうような安心安全のまちづくりに向けましても盛り込む中で、住みよい本当に豊かな有田川町を皆さんとともに築かせていただきたいなと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（岡 省吾）

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

数々質問させていただきました。なるべくなら町長、副町長、また今日御答弁いただきました消防長、行政局長、またほかに質問はいたしませんけど、各部長、各部課長、これに対してまた一丸となって有田川町の防災関係をしっかりと取り締まっていただければ幸いです。

これで質問を終わります。

○議長（岡 省吾）

以上で、殿井堯君の一般質問を終わります。

……………通告順2番 6番（椿原竜二）……………

○議長（岡 省吾）

続いて、6番、椿原竜二君の一般質問を許可いたします。

椿原竜二君の質問は、一問一答形式であります。

6番、椿原竜二君。

○ 6 番（椿原竜二）

皆様、改めましておはようございます。6 番、椿原竜二でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回、私の一般質問は 2 項目であります。

まず 1 点目、地域医療・救急・介護連携についてであります。

高齢化や独居世帯の増加が進む中で、救急搬送、在宅医療、介護を取り巻く環境は大きく変化をしております。特に近年は、単に救急車で病院へ搬送するというだけではなく、搬送前の本人情報の確認、家族との連絡、かかりつけ医やケアマネジャーとの連携、搬送後の受入れ体制など、現場で求められる対応が非常に複雑になってきていると感じております。救急隊、医療機関、介護事業所、ケアマネジャー、ヘルパー、施設職員、そして行政、それぞれの現場の皆さんが限られた人員と時間の中で、命を守るために日々懸命に対応してくださっていることに対して、まず心から敬意を表したいと思います。

その上で、今後さらに高齢化が進む中、今の体制のままで本当に地域の安心を守り続けることができるのか、私は大きな課題意識を持っております。例えば、独居高齢者の方が救急搬送される際に、既往歴や服薬情報がすぐに分からない、家族と連絡が取れない、本人の意思が確認できない、介護現場ではヘルパーや施設職員がどこまで対応すべきか判断に迷う、こうしたケースは今後さらに増えていくのではないのでしょうか。

先日、私は有田地方介護連携の会にオブザーバーとして参加をさせていただきました。その中で、救急対応や情報共有、介護現場の負担などについて、現場の皆様の声をお聞きし、改めて地域医療、介護連携の重要性を感じたところであります。地域医療や介護を支える現場の努力だけに頼るのではなく、地域全体で支える仕組みづくりが求められていると感じております。

また ACP、いわゆる人生会議や DNR など、本人の意思をどのように共有し尊重していくかという課題も、これからの地域医療を考える上で避けては通れないテーマであります。もちろん、ACP や DNR は非常に慎重に扱うべきものであり、命を軽く扱うような議論であってはなりません。大切なのは、本人がどう生きたいのか、最後をどう迎えたいのか、その意思を家族や医療、介護関係者が共有できる環境を整えていくことだと考えております。

今後は、町単独の課題としてだけではなく、有田地方、さらには県全体の医療・介護体制とも連動しながら、市域全体で支える仕組みづくりをつくっていくことが必要であります。そこで、以下 3 点についてお伺いいたします。

1 点目に、本町及び有田地方における救急搬送の現状と課題、また独居高齢者や高齢者世帯の増加に伴う救急対応について、町としてどのような課題認識を持っているのかお伺いいたします。

2点目に、ＡＣＰ（人生会議）やＤＮＡＲに対する町の認識、また救急時における消防・医療・介護・行政間の情報共有体制について、現状と課題をお伺いいたします。

3点目に、介護現場における救急対応や付添い等の現場負担に対する認識、また今後、地域医療・救急・介護連携の強化に向けた広域的な取組について、町の見解をお伺いいたします。

次に2項目めは、ワカヤマソウリュウを生かした地域戦略についてお伺いいたします。

私はこれまで、令和6年12月定例会において、ワカヤマソウリュウの活用について、また令和7年6月定例会においては、ワカヤマソウリュウを生かした拠点整備について質問をまいりました。その際には、教育や観光への活用、さらには明恵ふるさと館周辺を含めた拠点整備について議論を行い、町からはプロジェクト会議等を通じて検討を進めていくと答弁をいただきました。私自身、ワカヤマソウリュウは単なる化石ではなく、有田川町で発見された非常に貴重な地域資源であり、教育、観光、地域振興、そして町のブランドづくりにつながる大きな可能性を持っていると考えております。

これまで教育部を中心に化石教室、発掘体験、出前授業など、子供たちの学びにつながる取組が進められてまいりました。さらに今年度からは、商工観光課が担当となり、これまでの教育的な活用に加え、観光や地域振興の視点を持った展開へと新たな段階に入ったものと認識をしております。実際に化石発掘体験などを通じて、町外から有田川町を訪れてくださる方もおられます。これは大変すばらしいことであり、ワカヤマソウリュウが人を呼び込む力を持っていることの現れでもあります。また、これまでワカヤマソウリュウの魅力を発信し、発掘体験やイベントを通じて多くの方々に有田川町へ呼び込んでいただいている関係者の皆様には、心から敬意と感謝を申し上げます。

しかし、私は来てもらったその先をどうするのか、この視点が非常に重要だと感じております。発掘体験をする、イベントを開催する、町外から人が訪れる、そこまでは非常にいい流れであると思っております。しかし、その方々に町内を周遊してもらっているのか、飲食や買物につながっているのか、明恵ふるさと館やしみず温泉、かなや明恵峡温泉、清水地域など町内のほかの資源と結びついているのか、もう一度有田川町に来たいと思ってもらえるような仕組みになっているのか、この部分がまだ十分に見えていないのではないかと感じております。つまり、ワカヤマソウリュウを活用する目的や方向性がまだ明確になり切っていないのではないのでしょうか。

教育資源として活用するのか、観光資源として活用するのか、地域活性化につながるのか、交流人口や地域経済への波及を目指すのか、もちろんだれか1つに限定する必要はありません。しかし、行政として何をを目指すのかという軸が明確でなければ、せっかくの取組が単発のイベントで終わってしまう可能性があります。私は、ワカヤ

マソウリュウを一過性の話題で終わらせるのではなく、有田川町の未来につながる地域戦略として育てていくべきだと考えております。そこで、以下３点について伺いたします。

まず１点目に、今年度から商工観光課が担当となった経緯と狙い、また現在実施されている化石発掘体験や関連イベントの実績について伺いたします。

２点目に、発掘体験などで町外から訪れた方々を町内周遊や消費、滞在につなげるために、現在どのような取組を行っているのか伺いたします。

３点目に、ワカヤマソウリュウを教育、観光、地域振興資源として今後どのように位置づけ、拠点整備を含めた中長期的な地域戦略をどのように描いているのか、町の考えをお伺いたします。

以上で壇上からの質問を終わります。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

椿原議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、１点目の地域医療・救急・介護連携についての本町における救急搬送の現状と課題、独居高齢者などへの救急搬送の課題についてでございますが、当町は面積が広いため、救急病院への搬送時間が長時間になることが多くございます。また、高齢化が進む中、救急現場においても高齢者が多く、特に独居高齢者は意思疎通や情報収集が難しいため、近隣住民の協力や消防・福祉部局との連携が重要であると考えております。

続きまして、ＡＣＰ（人生会議）やＤＮＡＲに対する認識、また消防・医療・介護・行政間における情報共有体制についてであります。医療や介護の進歩に伴い、人生の最終段階をどこでどのように迎えたいかという、個人の尊厳や自己決定権の尊重が重要になってきていると考えますが、元気なうちから自分の終末期における話を行うのは抵抗があり、なかなか進んでいないのが現状であると認識しております。

消防・医療・介護・行政間における情報共有体制については、区長や民生委員さん、自主防災組織の方々の協力を得ながら情報共有することに同意を得た上で、地域で気になる独り暮らし高齢者等への情報を避難行動要支援者名簿及び１人暮らし高齢者世帯登録票として登録しており、消防、行政、大字区、自主防災組織、民生委員で情報共有を行い、日頃の見守り活動や有事の際の連絡等で使用しています。また、消防・行政間であんしん電話設置者の情報共有を行っているほか、必要に応じ連携を取っているところでございます。

医療や介護との連携につきましては、関係機関で情報共有を行うことに同意を得た上で、必要に応じ情報共有を行っているところであります。しかし、救急搬送が必要な場合に、家族連絡先が不明である方もおられることなどに課題があるものと考えて

おります。

続きまして、介護現場における救急対応の現場負担に対する認識、今後の地域医療・救急・介護連携の方向性についてでございますが、介護現場における救急対応や病院への付添いは、深刻な人手不足の中で他の利用者のサービスや安全に影響を及ぼしかねず、特に夜間の介護施設においては、必要最小限の人員体制を取っている施設が多く、負担が大変大きいものと認識しております。

現在、2か月に1回のペースで有田地域の介護サービス提供事業者や医療機関、ケアマネジャー、各市町の地域包括支援センター等で構成される有田地方介護連携の会を開催しており、いろいろな課題について協議を行っているところであり、今後につきましても継続的に協議を行ってまいりたいと考えております。また、その中で医療・介護の連携のみならず、救急時の対応などについても協議してまいりたいと考えているところです。

次に、2点目のワカヤマソウリュウを生かした地域戦略についてでございますが、まず1つ目の商工観光課が担当となった経緯と狙い、また現在の取組状況につきましては、これまで教育委員会を中心に化石教室や出前授業などを通じて、地域の子供たちの学習機会の充実や郷土への愛着醸成を目的とした取組を進めてまいりました。

そのような中、ワカヤマソウリュウが持つ学術的価値や話題性に加え、有田川町を広く発信できる地域資源としての可能性にも着目し、本年度より商工観光課に所管を移しております。これは、これまでの教育的な活用を継続しながら、新たに観光振興や地域活性化の視点を加え、交流人口の拡大や地域経済への波及につなげていくためであります。

現在、化石発掘体験事業を実施しており、今年度上半期においては6回の開催を予定しております。参加者の中には町外からお越しいただく方も多く、ワカヤマソウリュウが有田川町への来訪動機の1つとなっているものと認識しております。また、参加者アンケート等を通じて、満足度やニーズの把握に努め、今後の事業展開や受入れ環境の充実につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、2つ目の町外から訪れた方々を町内周遊や消費、滞在につなげるための取組についてでございますが、議員御指摘のとおり、発掘体験そのものが目的ではなく、その後いかに町内を巡っていただき、地域の魅力に触れ、消費や滞在につなげていくかが重要であるものと認識しております。そのため、体験事業と併せ明恵ふるさと館や清水地域の観光資源、さらにはしみず温泉やかなや明恵峡温泉などの施設との連携を図りながら、町内周遊を促進する取組を進めております。

また、観光情報や地域資源を紹介するパンフレットの配布、ホームページやSNSを活用した情報発信にも取り組んでおり、有田川町の魅力を総合的に発信することで再訪意欲の向上にもつなげてまいります。今後も関係団体や地域事業者との連携を深めながら、滞在時間の延伸や地域内消費の拡大につながる仕組みづくりを進めてまい

ります。

最後に、3つ目のワカヤマソウリュウを活用した中長期的な地域戦略についてありますが、町といたしましては、ワカヤマソウリュウを単なる化石としてではなく、有田川町を象徴する貴重な地域資源の1つとして位置づけております。その活用に当たっては、教育、観光、地域振興という3つの視点を柱として取り組んでまいります。

まず教育面では、学校教育との連携や体験学習の充実を図り、地域の自然や歴史への理解を深める学びの資源として活用してまいります。観光面では、発掘体験や展示、各種イベントを通じて交流人口の拡大を図るとともに、町内周遊や宿泊、消費活動へとつながる観光コンテンツとして磨き上げてまいります。さらに地域振興の面では、ワカヤマソウリュウを有田川町のブランドイメージ向上に資するシンボルとして活用し、地域内外への情報発信を強化するとともに、有田郡市全体との連携も視野に入れながら、広域的な魅力向上と認知度向上を図ってまいります。

また、議員からも御提案をいただいております拠点整備につきましては、これまでのプロジェクト会議等での議論を踏まえながら、教育的価値と観光的価値の両立、さらには地域経済への波及効果という観点を持って、引き続き検討を進めてまいります。町といたしましても、ワカヤマソウリュウを一過性の話題として終わらせることなく、地域の誇りとして次世代へ継承するとともに、交流人口の拡大や地域活性化につながる持続的な地域戦略として育ててまいりたいと考えております。

○議長（岡 省吾）

6番、椿原竜二君。

○6番（椿原竜二）

御答弁ありがとうございます。基本的には、全体的には前向きな御答弁をいただけたのかなと思っております。

まず再質問に入りますけれども、本町における救急搬送の現状と課題という点で言うと、有田川町は広域的な広い土地でありますから、救急搬送が長時間になってしまふというところがまず初めに課題として挙がってまいりました。その中で、広いですから本当に1回当たりの救急搬送が長くなってということを考えると、私自身も今の消防の人員で本当にいけるのかということに一番大きな疑問があるんです。非番の方が呼び出されたりとか、職員さんの中からは有休が取りにくいとかいったお声も聞いています。それを考えるときに、今の人員じゃ厳しいんじゃないかなと思うところが大きいのは大きいです。

もちろん、ここは議会もこれまでも何回か、先輩議員であったりとかいろんな方々が言ってきましたけども、なかなか人員的にそんなに増えていないというところが私は少し引かかるなと思っています。この辺の人員に関しては、同僚議員も今回の一般質問で通告がありますので、そちらにお任せして割愛させていただいて、別の観点から再質問に入っていきたいと思っています。

ほかの答弁の中に、救急搬送時に家族の連絡先が不明な方がおられるということが課題だという話もありました。今後、独居高齢者であったりとか、高齢者のみの世帯が増加していく中で、この課題というのはどんどん大きくなっていくんじゃないかなと私は感じています。現在、そのような方への対応はどのように行われているのか、また事前に緊急連絡先であったりとか、必要情報を把握する仕組みについて、どのように今後考えているのかお伺いいたします。

○議長（岡 省吾）

福祉保健部長、井本英克君。

○福祉保健部長（井本英克）

椿原議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、緊急連絡先や必要情報を把握する仕組み、及び今後の考えということでございますけれども、家族の連絡先が分からない方について、何かあったときに支援する方が困る状況になると考えております。平常時から家族の連絡先等を支援者に伝えておく、また自宅の分かる場所に家族連絡先を記入しておくなどのことが大事になってくると考えております。町の地域包括支援センターでは、関わった方の家族など何らかの連絡先を得ておくよう心がけておるところでございます。

また、地域で気になる独り暮らし高齢者の家族連絡先などの情報を、避難行動要支援者名簿及び一人暮らし高齢者世帯登録票として登録してございまして、消防、行政、大字区、自主防災組織、民生委員で共有してございまして、日頃の見守り活動や有事の際の連絡先として使用しております。また、安心電話を設置している方については、消防と行政で情報共有をしております。有田川町だけでなく近隣市町についても同じような課題があるところから、有田地方介護連携の会や有田地域の地域包括支援センターの連絡会などでも協議を行っているところでございますけれども、今後こういった協議を続けるとともに、また救急についての協議を行う場合は、今、消防職の方は入ってもらってないんですけども、消防職にも依頼して参加してもらうなど、今後対応を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

6 番、椿原竜二君。

○6 番（椿原竜二）

御答弁ありがとうございます。

答弁の中にあった有田地方介護連携の会、私も初めて出席させていただきましたけれども、本当に意義のある会をされているなと感じました。この会で救急について協議する際は、消防職の方にも参加していただくという方向性が示されたということは、本当に大きな前進じゃないかなと思っています。現場で頑張る皆さんというのが、しっかりと連携しながらできるような環境づくりというのを、もっと力を入れてやって

いきたいなと思っていますので、またよろしくお願いします。

さらに答弁の中に、避難行動要支援者名簿及び一人暮らし高齢者世帯登録票によって情報共有しているということでありました。現在、これ登録されている方が何人いるのかお伺いいたします。

また、救急時・災害時における情報共有の重要性というのは、今後さらに高まってくると感じています。一人暮らし高齢者世帯登録票、この登録の促進についてどのように考えているのかお答えいただけますか。

○議長（岡 省吾）

福祉保健部長、井本英克君。

○福祉保健部長（井本英克）

議員おっしゃるとおり、災害時とか救急時の情報共有というのは非常に大事なことでと考えております。避難行動要支援者名簿及び一人暮らし高齢者世帯登録票の登録者数につきましては、令和8年4月1日時点で1, 184人となっております。

登録促進についてということなんですけど、現在、広報誌や町ホームページで広報のほうを行うほか、区長をはじめ自主防災組織の方々、それから民生委員さんへは毎年、地域内で登録している方々の名簿をお送りするとともに、協力依頼なども行っているところでございます。

このような取組を継続して実施していくとともに、さらに例えば地域包括支援センターの関わっている方を訪問する際には、登録を促すなど登録促進に努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

6番、椿原竜二君。

○6番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。1, 184人の方が登録されているという答弁でありました。これが多いのか少ないのかという議論もあると思いますけれども、私的にはここがしっかり増えてくれば、もっと連携が取れるのかなと思っています。

一方で、まだこの制度を知らない方であったりとか登録につながない方というのもおられると思うんです。個人情報であったりとか難しいところというのもあるのも理解はしますが、救急時・災害時というときにしっかり命を守る、そのための取組ですから、ここは引き続き登録促進に取り組んでいただきたいなというように要望だけしておきます。

それでは、私はACPやDNARを推進すること自体が目的ではなくて、本人が望む生き方とか、最後の迎え方というのを、その意思を家族や医療、介護の関係者の方々と共有できるような環境づくりというのが私は大切だと感じています。その観点から、本人の意思を医療・介護の関係者の方で適切に共有できる環境整備について、

町としてはどのように考えているのかお答えいただけますか。

○議長（岡 省吾）

福祉保健部長、井本英克君。

○福祉保健部長（井本英克）

椿原議員の再質問にお答えさせていただきます。

ACPやDNAR、終末期の医療とか本人の意思を医療・介護で共有できる環境整備ということでもありますけれども、本人が望む最後の生き方や最後の迎え方について、その意思を医療や介護で共有していくという問題ですけども、非常に難しく、また重い問題であり、慎重に取り扱わなければならないものであると認識しているところでございます。

現在、有田1市3町の地域包括支援センターや医療・介護関係者等で構成する有田地方連携の会において、人生の終末期の医療や介護についての意思表示を行うためのもしもリーフというのを作成しておりますが、慎重に取り扱うべき重くデリケートな内容を含んでいるため、積極的な活用は行わず、ホームページで広報を行うことや、希望者への配布のみとしているところであります。

ACP（人生会議）やDNARについて、本人や家族から相談があった場合は真摯に話を聞き、聞いた情報は慎重に取り扱うべきものであることや、本人の意思を尊重することが必要と考えておるところでございますけれども、本人の意思を尊重するためにはどうしていったらいいのか、医療・介護でどう共有していったらいいのかなど、課題は大変多いと考えております。したがって、有田地方介護連携の会や有田圏域の地域包括支援センターの連絡会などの場も活用しながら、慎重に検討していく必要があると考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

6番、椿原竜二君。

○6番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

ACPとかDNARというのが非常にデリケートなテーマであって、慎重な対応が必要だということに関しては、私もこれは本当に同じ認識をさせていただいております。大切なのは、制度を広げていくとかそんな話ではなくて、しっかり本人の意思、尊重できる環境というのをつくっていくことが必要かなと思っていますので、今後この辺は関係機関の皆様としっかり連携しながら検討を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

そして、町長の初めの答弁の中にありましたけれども、介護現場における救急対応や病院の付添いについて、負担が大きいと認識されているということでありました。また、有田地方介護連携の会において、今後は救急時の対応についても協議していく

という答弁でありました。私も救急や医療、介護を取り巻く課題というのは、もはや1つの事業所であったりとか、1つの自治体で解決できる、そんなもんじゃないというように思っているんです。有田郡市でもしっかりと連携しながら取り組んでいかなあかんというように私も感じています。

また、さらにはこの有田郡市だけではなくて、しっかりと和歌山県とも連携しながら、持続可能な地域医療・介護体制というのを構築していかなければいけないとこれは思っていますから、そのような広域的な連携の重要性について、最後、町長に答弁いただけますか。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

椿原議員が言われますように、持続可能な地域医療・介護体制を構築していくというのは、広域的に連携をしていくというのがますます重要になってこようかと思えます。今までも有田郡市が集まって、有田振興局にも入っていただきながら、この地域医療や救急体制について状況の分析と今後の進め方について話し合っていました。

そしてまた一方、もう一つ言われておりました介護現場についてなんですけども、今日は御提案いただきましたような問題に加えまして、僕もこの前、高齢者の方々の施設を回らせていただいたんですが、中東情勢の今の問題等も影響しますけれども、やっぱり人材確保というのがかなり大変なところであります。海外の方に頼られてきつつあります。その中で有田中央高校では、介護福祉士の国家試験を受ける資格が取れるコースもありますので、有田中央高校でもそういう話合いもしてまいったところでございます。

今後さらにこの有田郡市圏とも連携を取ってまいりたいと思っておりますし、その中で要望等いろいろと出てこようかと思われます。そこはまた和歌山県にも要望してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

6番、椿原竜二君。

○6番（椿原竜二）

町長、前向きな御答弁、ありがとうございます。町長から県への要望というような答弁もいただきました。

私は、この有田地方介護連携の会、先日行かせていただきましたけれども、聞くとところによると、和歌山県内を見ても、こういった活動をされているところって少ないらしいんです。なので有田地方のこういったことって先進モデルになるんじゃないかなと思っています。そんな可能性のあるもんやと思っています。

本当に現場では、有田地方介護連携の会の方をはじめ多くの皆さんが一生懸命頑張

ってくださいっているんです。ぜひその現場の声というのを県へもししっかりと届けていただきたいなと思っています。有田地方から新しい連携の形というのを発信できるように、私自身も微力ながら力を尽くしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、2項目めのワカヤマソウリュウを生かした地域戦略について再質問をさせていただきます。

化石発掘体験などのイベントというのは大変人気があって、町外はもちろん、本当に遠方のほうからお越しいただいているという話もお聞きしております。今後の事業展開を考える上で重要なデータになってくると思うんですけれども、参加者数であったりとか居住地、この実績というのをどのように把握されているのかお伺いいたします。

○議長（岡 省吾）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

お答えいたします。

本年度につきましては、現在までに2度、化石発掘体験を実施しております。付添いの方を含め約300名の方に御来場いただきました。また、参加後にはアンケート調査を実施しております。その結果につきましては、参加者の居住地は町内が14%、県内が52%、県外が34%となっており、県外からの参加者が全体の3分の1を占めております。また、発掘体験への参加回数では、初めて参加された方が84%と非常に多く、ワカヤマソウリュウが新たな誘客資源と機能していることがうかがえます。

発掘体験を知ったきっかけにつきましては、口コミが30%、ネット・SNSが26%、インスタグラムが23%となっており、SNSや口コミによる情報発信が大きな効果を上げております。さらに自由記述では、また来たい、雨天によりアレックでの開催だったため次回は現地で参加したい、もっと発掘体験の機会を増やしてほしいといった声が数多く寄せられており、参加者の満足度は高く、再訪への期待も大きいものと受け止めております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

6番、椿原竜二君。

○6番（椿原竜二）

御答弁ありがとうございます。県外が34%と、本当にこの化石発掘体験を通じて、町外から多くの方が来てくださっていることが本当に喜ばしいなと思っています。一方で、来ていただいた方に町内をしっかりと巡っていただく、飲食・買物・温泉利用とかいったところにしっかりとつなげていくということが私は、せっかく来てもらうわけですから、その先というのを大切に、重要にこれから考えていかなあかんと

なのかなと私は思っています。

今後そういった周遊とか滞在促進について、どのように取り組んでいく考えなのか、また地域経済の波及につなげていくために考えている取組などあればお答えいただけますか。

○議長（岡 省吾）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

お答えいたします。

アンケート結果によりますと、発掘体験後の回遊先につきましては、特になしと回答された方が約4割ある一方で、道の駅、温泉、飲食店、買物施設、A L E C、鉄道公園などへの回遊も確認されております。また、5月の体験会では、かなや明恵峡温泉の子ども無料券を配布し、57枚の配布に対して12名分の利用があり、大人の入浴利用も含め一定の回遊効果が確認されました。

今後は発掘体験参加者を町内周遊へつなげるため、観光パンフレットの配布やお勧めスポットの紹介を行うとともに、町内各施設を組み合わせた日帰り宿泊モデルコースの創設を進めてまいりたいと考えております。また、地域の飲食店や物産販売施設との連携を強化し、滞在時間の延伸と地域消費の拡大につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

6番、椿原竜二君。

○6番（椿原竜二）

御答弁ありがとうございます。宿泊モデルコースですか、こういったことも面白いですね。

本当にそうやってせつかく来ていただくわけですから、しっかりとこの有田川町に滞在していただいて、また来たいなと思ってもらえるような、これまでってこの化石発掘体験も周知をやってとか、ここにどうやって人を集めようとか、そういったことを考えてくださっていたと思うんです。その中で、これから見ていかなあかんとろって、そこに人を来てもらおうじゃなくて、その先、その先ってもっと前々へと、そういったところにしっかり力を入れていただきたいなと思っているのと、私自身でもできることがあれば何でもおっしゃっていただければ一緒にやらせていただきたいと思っていますので、またよろしく願いいたします。

町長の初めの答弁の中に、教育・観光・地域振興の3つの柱で取り組んでいくという方向性は理解をさせていただきました。私もワカヤマソウリュウは有田川町を代表する貴重な地域資源だと思っています。その上で、発掘体験などを通じて町外から来ていただいた方との御縁、これを一過性のものではなくて地域振興や交流人口の拡大

にしっかりつなげていくことが大切やと思っています。

また、私はワカヤマソウリュウを生かした地域戦略、これを考える上で新たな施設の整備を検討するという発想だけではなくて、既存施設との連携というのがこれも重要じゃないかなと思っています。そうした既存施設とワカヤマソウリュウ、またあの辺、特に明恵ふるさと館というのは本当に多くの来館者数があるんです。駐車場を広げなあかん、そんな予算を計上されたというような経緯もあるぐらい非常に魅力のある施設だと思っています。

さらに近隣にはスポーツ公園もありますから、こういった周辺資源というのをしっかりと組み合わせることでより多くの人が集い、学び、また交流できるそんな拠点となる可能性というのを感じていますけれども、そのような視点での拠点づくりについてどのように考えているのかお答えいただけますか。

○議長（岡 省吾）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、拠点づくりは新たな施設整備だけを前提とするものではなく、既存施設や周辺資源を有効に活用することが重要であると考えております。明恵ふるさと館は、多くの来館者が訪れる施設であります。また、周辺にはスポーツ公園などの交流施設も立地しており、これらをワカヤマソウリュウと有機的に結びつけることで学び・体験・交流・消費がにつながる拠点となる可能性があると考えております。

今後も引き続きワカヤマソウリュウの展示や情報発信、発掘体験、周遊案内などを既存施設と連携した取組を進め、またプロジェクト会議を通じ教育的価値と観光的価値の両立、さらには地域経済への波及効果という観点を持ち、引き続き検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

6 番、椿原竜二君。

○6 番（椿原竜二）

非常に前向きな御答弁、ありがとうございます。

私もあの辺というのは、明恵ふるさと館、スポーツ公園、ワカヤマソウリュウ、明恵上人、本当に地域資源がたくさんありますから、これを結びつけることによって大きな可能性、たくさんの可能性があるかと信じています。また、力を貸していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、町長に最後、御答弁いただきたいと思います。

町長も答弁でおっしゃってくださいましたけども、ワカヤマソウリュウというのは単なる化石ではないという答弁もいただきました。私もそう思いますし、有田川

町の未来につながる地域資源だと私は思っています。教育、観光、地域振興、それぞれの分野が連携しながら取組を進めていただきたいと思います。

また、有田川町だけでは完結できないと思っています。有田郡市、有田地域であったりとか、さらに和歌山県としっかりとこれも連携しながら、より大きな地域資源として育てていくところの後押しをしていただきたいと思います。私自身もこの関係者の皆様としっかりと力を合わせていただいて、取組を応援させていただきたいなと。そして、一緒になって前へ前へ進めればなと思っています。最後に町長の考えをお聞かせいただいて、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

いろいろと御提言ありがとうございます。

ワカヤマソウリュウは、本町で発見された全国的にも貴重な化石であり、本町の歴史や自然の魅力を象徴する大切な地域資源であると認識しております。これまで教育分野におきまして、着実に成果を積み重ねてまいりましたが、今後は教育振興に加え観光振興や地域振興にも活用し、その価値をさらに高めていきたいと考えているところであります。

また、議員から御指摘いただきましたように、本町だけでなく有田地域、さらには和歌山県とも連携しながら、より広域的な魅力発信につなげていくということも重要であります。加えて、明恵ふるさと館をはじめとする既存施設や周辺資源を有効に活用しながら、学び・体験・交流が連続する仕組みづくりを進めて、発掘体験をきっかけに訪れていただいた方々との御縁を一過性のものではなく、再訪や交流人口への拡大へとつなげてまいりたいと考えております。

それで今年1月18日に鏡石トンネルが開通されてから、来訪していただける方が本当に多くなっていると聞きしてございます。その先にあるまちづくりも進めていかなければならないものと、夢が大きく広がったことかなと思っています。

それから先日、有田観光物産センターのある吉備・湯浅パーキングエリアの紀州路ありだで即売会があって、ワカヤマソウリュウの展示をやってくれてました。そこは有田郡市の人たちの即売もありますし、そして和歌山県の担当の皆さんも多く来ていただけていました。これからそういうこともありますように、町内だけではなく有田郡市、県とも一緒になってこのまちづくりを、ワカヤマソウリュウをキーワードにまちづくりも進めていけるのかなと思っています。

今後、町の未来につながる地域資源といたしまして、教育・観光・地域振興が一体となった地域戦略を進めてまいりたいと思いますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

○議長（岡 省吾）

以上で、椿原竜二君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 10時55分

再開 11時10分

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（岡 省吾）

再開いたします。

一般質問を続けます。

……………通告順3番 8番（谷畑 進）……………

○議長（岡 省吾）

続いて、8番、谷畑進君の一般質問を許可いたします。

谷畑進君の質問は、一問一答形式であります。

8番、谷畑進君。

○8番（谷畑 進）

8番、谷畑、議長の許可をいただきましたので、これから一般質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

県道18号鏡石トンネル道完全開通のその後はという質問です。前回に引き続き第二弾ということで、前回やっておけよみたいなどころはありますが、どうかよろしくお願いします。

開通して早半年が過ぎようとしています。にぎわいも最初だけかと半信半疑なところもありましたが、先日全線開通し、快適に通行することができるようになりました。改めて尽力くださった方々に御礼、感謝を申したいと思います。大型車、大型トラックの通行量が増し、また何より今までの山道ではなかった県外ナンバーの車の増加が目立ちます。この交通量を少しでも有田川町の活性化アップにできないかと思い、以下のことを質問させていただきます。

まず公衆トイレですが、以前にも、もう五、六年前になりますが質問させていただきましたが、難しいということでしたが、設置はどうでしょうかということです。御存じのとおり、道は海南側は新設で脇道や広い路側帯がありません。それに引き換え、有田川町側は拡幅道路で広い路側帯、待避所が多くあります。また、トンネルを抜けて田舎へ来たぞ感があるのか、あちらこちらで休憩をされております。写真を撮ったりたばこに火をつけたり、中でも多いのは、立ちしょんです。暗黙の公衆トイレのようです。北側は快適な通行で、南側は暗黙の無法地帯のように見てとれます。さておき、皆さん、トイレは必要ではないのかと思うのでこの質問をします。

また看板ですが、通行者にいろいろ思うんです。どこへ行くんやろか、どこから来たんやろか、有田川町に立ち寄ってくれたらいいのに、交通安全で帰ってくださいね

などなど、そういう見解から看板の設置はどうでしょうか。

次に、舗装や草刈りの見回りですが、開通に合わせて白線を全てやり替えてくれて、見返すようになりました。また、立ち木というか、覆いかぶさっている木ですが、垂れ込んだ木を全て切り開いてダンプカーが白線を越えて今まで通れなかったやつが、もう今では大型トラックも快適に白線内で通行できています。舗装も穴が空いたらすぐに埋めてくれてます。今までそんなことなかったのに、どのような仕組みになっているのでしょうか。

次に、糸野徳田バイパスですが、前は地元の促進協議会とともに海南市と新たに促進協議会を立ち上げるべく進めていきたいということでしたが、その後はどうなっているのでしょうか。

そして最後です。町内の交通安全啓発ですが、町内全てですが次々に道路整備がなされていく中で、一概には喜べないところがあります。時間短縮イコールスピードが出るは事故に十分注意が必要です。そういうことから、町内で啓発をどう心得ているのでしょうかという質問です。

これで壇上からの質問を終わります。どうかよろしくお願いします。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

谷畑議員の御質問にお答えをさせていただきます。

県道18号鏡石トンネル道完全開通のその後についての公衆トイレの設置につきましては、トンネル開通以前におきましても、本区間の路線沿線には公衆トイレは設置しておらず、あわせて今回の開通により移動時間の短縮やアクセス性の向上が図られています。また、道の駅など公衆トイレやトイレを備えた施設が金屋地内に点在しており、一定の利用環境は確保されているものと認識しております。

このような状況を総合的に勘案して、町といたしましては、現時点においては新たな公衆トイレを整備する考えはございませんが、一方、鏡石トンネルの開通により交通量の増加が見込まれ、町内外からの往来が活発化することで、利便性の向上や地域のにぎわいの創出につながるものと期待しております。こうした機会を捉え、地域の活性化を図っていくことが重要であると考えており、各地域において主体的な取組が進められることを期待しているところでございます。町といたしましても、地域資源を活用したまちづくり活動に対する補助制度を設けております。これらの制度を御活用いただけるよう、また地域の皆さんと話し合っていきたいと考えております。

2つ目の看板の設置につきましては、鏡石トンネルの開通により町外からの来訪者の増加も期待されることから、本町の魅力を発信するための案内看板等の設置は一つの方策であると認識しております。一方で、看板の設置に当たりましては、設置場所の選定をはじめ道路管理者との協議や用地の確保、景観への配慮など、様々な事項に

について検討する必要があります。町といたしましては、今後の交通利用の状況や観光振興、地域PRの観点も踏まえながら、その必要性や効果について研究・検討してまいりたいと考えております。

3つ目の舗装の修繕や草刈りの見回りにつきましては、道路を管理する和歌山県では、随時日常パトロールを実施しています。その中で舗装の修繕については、危険であると判断した箇所から優先的に対処し、また草刈りについては、ほかの町内の国道・県道と同様で、年に1回お盆までに実施してくれているところです。町といたしましても、地元区の要望や危険通報等、その都度、県に働きかけていきたいと思っております。

4つ目の糸野徳田バイパスの進め方につきましては、令和8年1月に県道海南金屋線の鏡石トンネルが開通し、その後、5月には完全開通となりました。これにより長年にわたり要望活動を行ってきた県道海南金屋線改修促進協議会は、今回の目的である海南市重根から有田川町糸野間の改修整備を図るという目的を果たしているところです。この7月の協議会総会におきまして、一時休止する予定となっております。今後は糸野徳田バイパス実現に向けて、地元の生石・徳田地域を中心にした建設推進協議会と連携して活動してまいりたいと考えております。今年も7月に有田振興局建設部長に要望活動を行う予定です。

5つ目の町内における交通安全啓発につきましては、有田川町では、交通指導員や交通安全母の会の協力を得ながら、毎年春と秋に実施される全国交通安全運動、また夏と冬に実施されるわかやま交通安全運動に合わせて街頭啓発やのぼりの設置、町防災アプリやチラシによる啓発活動などを実施しております。今後も交通安全活動に継続して取り組んでまいります。

○議長（岡 省吾）

8番、谷畑進君。

○8番（谷畑 進）

ありがとうございます。公衆トイレは以前にも質問させてもらったんですが、公的に町が手がけると、どうしても大規模になって、それは場所も広くなることから難しいということでした。また今回も、町としてはなかなか考えにくいけども、でも地域との相談では何とかできる可能性もあるんでないかなというように受け取ったんですけども、町長、それでよろしいでしょうか。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

今おっしゃっていただいた方向で、また地域の皆さんにも御協力をいただきながら、検討できたらなと思ってございます。

○議長（岡 省吾）

8 番、谷畑進君。

○8 番（谷畑 進）

ありがとうございます。再度再度同じような質問をさせてもらえてありがとうございます。どうかこれからもよろしくお願いしたいと思います。

続いての看板ですが、看板も町としては現時点では難しいということですが、これから公衆トイレも看板もそうですが、普通道の駅にあるものです。その道の駅を谷やん、つくれよという声が多いんです。地元でも何とかとは言ったものの、地元の相談ともそういう道の駅までようせんのです。

そこで、町長も選挙されて見聞も広まったと思います。また誰かそういった気のあるリーダー的な人があれば、誘ってきてもらうようなぐらいのことをやってほしいんですけどどうでしょうか。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

今おっしゃられましたことにつきましては、アンテナを張ってまいりとうございまして、本当に鏡石トンネル、議員もおっしゃられましたけども、今後の大きな夢を与えていただいたかなと、本当に今まで関わっていただきました皆さん方に心から感謝を申し上げる次第にあります。トイレの問題も看板の設置もそういうことですが、今後、研究・検討してまいりたいと思ってございます。

○議長（岡 省吾）

8 番、谷畑進君。

○8 番（谷畑 進）

こういったアナログ的な私、考えをするんですけども、分かっておいていただきたいと思います。またSNSや観光振興にますます取り組んで、町の活性化につなげていってほしいと思います。

次に、舗装や草刈りですが、これは町内全ての道に該当することですが、開通に合わせて細かく木の枝、草刈り、舗装の穴埋めとかやってくれたんですけど、これからはずっとやってくれたらいいんですけど、草刈りは人丈とか、いろいろ規定があるようですので、今後これは県の見回りというのは今までどおりにまた戻るんでしょうか、どんな具合なんでしょうか。

○議長（岡 省吾）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

谷畑議員の御質問にお答えさせていただきます。

開通に合わせていろんな修繕を行ってくれたのは事実です。白線についても引き直していただきました。今後も舗装の陥没や亀裂につきましては、緊急な修繕が必要な

ところ以外は、部分的ではなくて全体的に修繕してもらうように、町からも県に強く要望し続けたいと考えております。

支障木についても、現在も要望は続けているんですけども、できるだけ迅速に継続してやってもらえるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡 省吾）

8番、谷畑進君。

○8番（谷畑 進）

ありがとうございます。そのとおり思うんです。どうか県に強くまた要望のほうをよろしくお願いしたいと思います。

次に、糸野徳田バイパスですけど、今までの県道18号促進協議会は、海南との協議会は仕方がないことですが、地元促進協議会とともに年に1回や2回の要望活動だけでは頼りないような、県や国にいつでも見てもらえるような要望書のようなものを、例えば町村会の要望書へ載せていただくとか、そういうようなことはできないものでしょうか。

○議長（岡 省吾）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

御質問にお答えさせていただきます。

今後、建設推進協議会と町と連携しまして要望活動を続けてまいりたいと考えております。そのほかに町村会などに町から要望書を提出する機会が毎年ございます。今後はそういった要望の中にも、可能な限り盛り込んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡 省吾）

8番、谷畑進君。

○8番（谷畑 進）

ありがとうございます。私、先月、東京に行く機会をいただき、県の道路部長と国交省の局長や課長との話の中で、この18号線は和歌山県X軸の最後の難関であったと聞きました。最後のぐちゃぐちゃなところだったと。山道のぐちゃは解決したんですけど、最後の最後のぐちゃはこの橋なんですと。向こうの方が言うてくれてるわけです。何か向こうが待っててくれるような感じを受けておりました。こっちから言わずとも、次は橋らしいじゃないかと、課長・部長も若い方ですけども言うてくれました。

県の予算の都合上、他の工事を急がせなければならん、480号も424号もせないかんというそういうときに、予算の面もあって促進協議会ではこれをもう扱わないのやというような話もありましたが、予算を使う今の事業とこれから事業化にしてい

こうとする陳情事とは全く別物だと思うんです。陳情は予算要りません。そこを行政と私たちと地元で手を組んで、これでもかというぐらい要望していきたいと思うんですけども、その町村会の要望以外にほかにはないでしょうか、町長。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

町村会以外にも機会あるごとにそこは要望してまいりたいと思ってございます。

今、議員おっしゃったように、国道４２４号、４８０号、早急に改修をしていただきたいと県とはずっと話をしているところでございます。そして、要望はずっと続けていきますので、またその中でも今言われました国交省の御担当の皆さん方や県の皆さんとも、それはそれでまた随時話し合いを、私のほうでも進めさせていただきながら、熱い思いを地域の人とともに届けてまいりたいと思ってございます。

以上です。

○議長（岡 省吾）

８番、谷畑進君。

○８番（谷畑 進）

ありがとうございます。その町長の言われる随時というのは大事だと思います。これからいろんなところへ出られると思うんで、その場でちょこっと一言ずつ言うてもらう、また担当部としても振興局と会うときにはまたその話をしてもらうということをおもまたしかりです。そのような方向で行けたらいいなと思います。よろしくお願いします。

最後になりました。啓発ですが、街頭啓発やのぼりの設置、アプリやチラシ、いろいろやってくれております。また、糸野区では区自ら看板をつくって、スピードを落としてくださいという啓発活動をしております。事故がないよう、新しい道ができて新たな問題も起こってきます。分かっていると思いますが、町と県と警察のすみ分けもありますが、今後も交通安全活動をよろしくお願いします、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（岡 省吾）

以上で、谷畑進君の一般質問を終わります。

……………通告順４番 ７番（中島詳裕）……………

○議長（岡 省吾）

続いて、７番、中島詳裕君の一般質問を許可いたします。

中島詳裕君の質問は、一問一答形式であります。

７番、中島詳裕君。

○７番（中島詳裕）

改めまして皆さん、こんにちは。議長の許可を得ましたので、７番議員、中島、通

告書に基づき一般質問をさせていただきます。久しぶりの登壇で多少緊張しておりますが、よろしくお願いいたします。

今回は2つの項目について質問させていただきます。

まず1番目、清水会館の取り壊しと機能移転について。

この施設は、旧清水町時代に建設され、今日まで地域の多くの人たちに交流の拠点として様々な形で利用されてきました。建設後60年近く経過する中で老朽化が進み、雨漏りや館内設備にも不具合が生じるなどで維持費もかさむことから、町は会館の機能を隣接する清水保健センターを改修し、移行させる計画を昨年10月に地元区長、公民館長さんをはじめ利用団体の代表が出席した会で示されました。しかしながら、提案した改修計画に理解が得られず、その後、今日まで半年以上が経過しています。どのような検討がなされ、このことについて今後取り組まれるか、まずお聞きします。

続いて、2つ目の質問に入ります。過疎地域における公共交通機関の役割と施策として取り組んでいる移動支援の現状と課題についてお尋ねします。このことについては、先ほど先輩議員も質問されておりましたが、よろしくお願いいたします。

路線バスやタクシーといった公共交通を利用しづらい山間地域に暮らす住民、特に高齢者の移動手段をいかに確保するかということは、行政がなすべき大きな課題であります。現在、本町でも様々な取組が尽力されていることは承知しておりますが、私も議員活動で地域を回らせてもらう中で、多くの皆さんからお聞きしたのが移動手段についてのお話であります。家族から免許返納を迫られるが、車が運転できなければここでの生活がやっていけないとの切実な思いを話されました。それくらい山間地域の暮らしは厳しく、猶予もない状況であります。そのような思いから、本題に入ります。

まず、コミュニティバスの運行に関してお尋ねします。現在、金屋コース3路線、清水コース13路線が運行されていますが、利用状況はどのように推移していますか。今後、コミュニティバスの運行はどうあるべきとお考えですか。

次に、定期バスの利用状況についてお伺いします。私が住んでいる清水地域では、清水ステーションを起点として花園方面、平日2便、休日1便、藤並方面、平日5便、休日3便であります。状況を見てみますと、あまり利用されていないようにも思えます。どのように把握されておりますか。また、町内にはタクシー事業者が2社あると思いますが、清水地域には十数年来、タクシーが配備されておりません。身近な移動手段としてのタクシーは大変重要だと思いますが、人手不足などで十分な運行に上がっていないとお話も聞きます。町はどのように現状を把握されておりますか。

次に、公共ライドシェアについてお聞きします。昨年の4月より運行が開始された公共ライドシェア、有田川町コミュニティタクシーの利用状況はどうですか。また、運行エリア内のコミュニティバスの利用状況との関連をどのように捉え、今後取り組まれるのかお聞きします。

以上で壇上での質問を終わります。御答弁よろしく申し上げます。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

中島議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1点目の清水会館の取り壊しと機能移転についてでございますが、議員御指摘のとおり、当該会館は築50年を超え、施設の老朽化が著しく進んでおります。雨漏りや設備の不具合も見られ、安全面の観点からも課題があることに加え、近隣には清水文化センターも立地していることから、今後につきましては、当該会館は最終的に撤去する方向で検討しているところでございます。

一方、現在も清水会館は公民館活動をはじめ各種団体の活動拠点として利用されており、地域にとって重要な役割を担っているところです。こうした利用者の皆さんの活動を途切れさせることのないよう、清水会館に隣接する保健センターを改修し、これらの機能を移転する方向で検討を進めております。

移行時期や必要な改修内容につきましては、これまでに利用者の皆様との協議を2回実施しているほか、各団体にも個別に複数回の協議を重ねております。今後も引き続き丁寧に協議を重ね、御理解を得られるよう努めてまいります。今後とも利用者の利便性に十分配慮しつつ、安全性を確保した施設への円滑な機能移行と適切な施設の整理に向けて取り組んでまいります。

2点目の過疎地域における公共交通機関の役割と施策として取り組んでいる移動支援の現状と課題についてでございますが、現在、有田川町では地域住民の移動手段を確保するため、路線バス・タクシー事業者による公共交通、コミュニティバス、公共ライドシェアなどの交通サービスを組み合わせて運行しております。

まずはコミュニティバスの利用状況につきましては、令和7年度の金屋コース全体で445人、清水コース全体で945人、合計1,390人利用されており、昨年度と比較して250人の減となっており、利用者数は年々減少しております。現状、清水地域では、デマンド型運行を3路線実施しておりますが、今後、利用者数が減少傾向の路線につきましては、デマンド型運行に変更するなど実情に合った運行形態を関係機関と協議しながら進めてまいります。

次に、路線バスの利用状況につきましては、花園線と藤並清水線の2路線がありますが、令和7年度の2路線合計で6,414人利用者がありました。この利用者数は、あくまでこの路線を利用した方であり、花園や清水まで利用した数ではありません。実際、花園で乗降する利用者につきましては、月に1人か2人程度と聞いております。

次に、タクシー事業者につきましては、町内にある2事業者とも、常時3台程度タクシーを配備していると聞いております。しかしながら、清水地区につきましては、1台も配備していないのが実情であります。ドライバー不足、効率的な運用面からす

ると厳しい状況であると考えます。

次に、公共ライドシェアにつきましては、令和7年4月から運行を開始し、令和7年度は250名の方が利用されました。月平均で約20名の方が利用され、常連の利用者プラス、新規で利用される方も増えてきております。コミュニティバスとの関連につきましては、利用実績や住民ニーズの把握に努めながら、効率的かつ持続可能な公共交通ネットワークの構築を進め、交通事業者や地域住民の皆さんと連携をしながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡 省吾）

7番、中島詳裕君。

○7番（中島詳裕）

御答弁ありがとうございました。再質問させていただきます。

1点目の清水会館の件についてであります。私も昔からなれ親しんだ会館ですが、事が調った段階で最終的には取り壊すべきと考えております。会館は地域の公民館活動の場であり、各種団体の活動拠点として重要な役割を担っていると答弁いただきました。それゆえ今回、隣接の保健センターを改修し、開館の機能を移転するということには反対ではございません。しかし、より充実した利用を期待する上で、どうも保健センターの空きスペースに無理やり詰め込んだような形になっているように感じます。本来、公民館活動の拠点は吉備・金屋地域にあるように独立したもので、一定の規模を有するべきと思います。今回、協議の結果次第で一部増築も検討するべきと思いますが、その点はいかがですか。担当部長にお聞きしたいと思います。

○議長（岡 省吾）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

中島議員の再質問にお答えさせていただきます。

今回の機能移転につきましては、これまでの協議を踏まえ、既存施設の有効活用を基本とし、限られた財源の中で必要な機能を確保するという考えの下に計画をしているものでございます。

議員御指摘のとおり、公民館機能として一定規模の独立性を有する施設が望ましいという考えもございますが、現在の利用状況や将来的な人口動向、維持管理経費等を総合的に勘案いたしますと、新たな増築につきましては慎重に考える必要があると認識しております。このため増築は考えておらず、まずは改修により整備した施設を有効に活用しながら利用状況や課題を把握し、今後の在り方について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岡 省吾）

7番、中島詳裕君。

○ 7 番（中島詳裕）

御答弁ありがとうございます。

私は先ほど公民館活動の拠点移転をしていく中において、保健センターの今のスペースで負うというのは無理があるんじゃないかというようにお話しさせていただいたんですが、この前、去年の 10 月の会議に私も出席させていただきました。その中で関係者の方々それぞれ思いは違うと思うんですけども、図面を見せていただく中においては、多少無理があるのかなということは私以外にもそういうお話もありました。移転することについてはやぶさかじゃないんですが、保健センターがもうその中核になるということですので、思い切った考え方も必要じゃないかという思いで今回質問をさせていただいた経緯もございます。その点、財政的な面もあるということですが、今、部長がそういうことであるとしたら、もう話し合う中でこうだからというような話で協議をするのではなくて、ある程度柔軟性も持って話をさせていただきたいと思います。

次に、設備の不具合、安全面の観点からも課題があるということであれば、もう少し迅速に事が運ぶように関係者と協議するべきではないでしょうか。二度ほど関係団体とも協議したということですが、私の聞く限りでは、あまりそういう話は現在聞こえてきておりません。現在、清水会館を利用されている団体においては、今すぐにも保健センターで利用してもらえるような団体もおるというようにお聞きしています。保健センターの施設の利用目的とかいろいろあるかなとも思うわけですが、そこはもう少し柔軟に対応していただけないと思いますが、その点はいかがですか。

○議長（岡 省吾）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

中島議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、設備の不具合や安全面の課題を考えますと、できるだけ速やかに対応を進めていくことが重要であると認識しております。このため、今後につきましても利用されている関係団体と今までも協議しておりますが、早急に協議を進めるとともに、具体的な活用に向けた調整を図ってまいります。

以上です。

○議長（岡 省吾）

7 番、中島詳裕君。

○ 7 番（中島詳裕）

ありがとうございます。よろしく願いしておきます。

それと速やかに協議していただけるということなんですけれども、めどとしてそういう改修・機能移転という点では、いつ頃計画されているのかお聞きしたいんですが。

○議長（岡 省吾）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

中島議員の再質問にお答えさせていただきます。

利用している方々と協議を早急に行って、そこで協議が済み次第、来年度予算をお認めいただくことを前提といたしまして、令和9年度に保健センターの改修工事を実施して、改修完了後には早急に機能移転を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（岡 省吾）

7番、中島詳裕君。

○7番（中島詳裕）

できるだけしっかりと協議していただいて、進めていただきたいというように思います。

最後に、今回質問させていただいたのは、公民館活動の拠点としての整備の在り方もありますが、同時に地域の、先ほどから現状の話もありましたが、現状、高齢化や独り暮らしの世帯が多い中で、地域の支え合いの力というのは非常に衰えてきております。それを再構築したりとか既存の制度・サービスの枠組みを超えて、子供から高齢者の方まで年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に必要なサービスを受けられる拠点にするべきだと僕は思っているんです。ですので、そういう思いで整備に心がけていただきたいと思うんですが、この点、町長はもう最初に答弁をいただいておりますので、かつて総務政策部長、教育部長も歴任された副町長がおられますので、井上副町長、ちょっと見解を示していただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（岡 省吾）

副町長、井上光生君。

○副町長（井上光生）

中島議員のおっしゃるとおり、私も常々思っていることは、温泉やイベントをすることはめちゃくちゃ大事やと思います。ただ、本当に昔から住んでくれている方が、憩えて、集えて、また勉強もできるような施設というのは、これも大事なことで思っております。そういう中では、今回の改修というのは非常にその肝に入っているのかなと考えてございます。

議員は独立したんが本来やけど、予算の関係でということも理解していただいているとは思いますが。10年前に私、教育部長か教育課長やったときに、清水の地域の図書館があまりにも利用が少なくて、アンケートを取ったり関係者と話をしたり、移転しようということになりまして、このままの利用者数では司書も置いてけやんぞということの中での発端なんですけど、八幡中学校の中、一部改装しまして、補助金ももらいながら改修しました。10年前です。2017年のたしか4月1日に餅投げしてオープンしたと思います。それ以来ここ10年間は、子供連れのお母さんが来てくれた

り、夜は夜でDVDの鑑賞会をしたりという、そういう中島議員が今懸念されているところの地域のつながりが途切れることのないような活動に役立てていると思います。

今回の改修も丁寧な説明と協議の中で、そういう施設を目指していけたらなと考えておりますので、また職員とも話をしながらいい方向で進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（岡 省吾）

7番、中島詳裕君。

○7番（中島詳裕）

ありがとうございました。それだけ分かってくれておりましたら、あまり財政的なこととか暗に束縛されずに、よいものを整備していただきたいと思います。

続いて、2つ目の過疎地域における公共交通機関の役割と施策について伺います。

コミュニティバスの利用状況についてであります。乗客数が年々減少傾向にあるとのことですが、私も担当課に問い合わせました。平成26年には3,694人の乗客数が令和7年で1,390人、減少率で約38%となっております。普通でいけば高齢化が進み、交通弱者と呼ばれる人が増加傾向にあると思いますが、減少している要因をどのように考えておりますか。部長、御意見をいただきたいんですが。

○議長（岡 省吾）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

中島議員の再質問にお答えさせていただきます。

清水地域におきましては、人口減少、少子高齢化が加速している現状であり、議員おっしゃるとおり、交通弱者は増加しているとは認識しております。要因としましては、まず人口減少に伴い地域全体の利用者数の減少が挙げられます。また、路線バスやコミュニティバスは定時・定路線で運行しているため、利用者の目的地や利用時間によっては利便性が十分でないことも挙げられます。そのため、より柔軟な移動手段への移行が必要であると認識しております。

以上です。

○議長（岡 省吾）

7番、中島詳裕君。

○7番（中島詳裕）

ありがとうございました。そういう御認識だということで、私も捉えさせていただきます。

減少傾向の著しい路線については、デマンド型運行に変更するとのことですが、もうそろそろコミュニティバスの運行自体の在り方を検討すべき時期に来ているのではないかというように思いますがいかがでしょうか。

○議長（岡 省吾）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

中島議員の再質問にお答えさせていただきます。

コミュニティバスは日常生活を支える重要な公共交通機関であり、地域住民の移動手段を確保する上で大きな役割を担っております。現在、清水地域のコミュニティバスにつきましては13路線あり、うち3路線がデマンド型運行となっております。今後につきましては、利用実態や住民ニーズの把握に努めるとともに、公共ライドシェアなどそれぞれの交通手段の特性を生かしながら研究してまいります。

以上です。

○議長（岡 省吾）

7番、中島詳裕君。

○7番（中島詳裕）

ありがとうございます。言葉ではそうだと思うんですけども、実態としてコミュニティバスの運行は、金屋コースについては朝便、中便、昼便というような3回運行されているようです。しかしながら、清水地域のコミュニティバスについては、13路線あるということもあるんですが、週に1回それぞれの集落を発着するような形で運行されているというようになっています。

清水への運行ということの中で、清水への滞在時間として許される時間というのは長くて1時間15分ぐらい、そういうような状況の中で週に1回ですよ、使っていけるというほうがおかしいんじゃないかなというように思うんですよ。それであれば、何かそれと合わせて補完するような手段がなかったらいけないんじゃないかなと思うんです。ですので定時に、限られた時間に運行するというのを一回見直していただいて、デマンド型運行にすることだと思うんですが、そこで空いたものを運行回数を増やせるのであればそういうようにしていくとかいうような、とにかくコミュニティバスの従来の在り方を変えていっていただきたいと思うんですが、再度、その点はいかがですか。

○議長（岡 省吾）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

中島議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほども答弁させてもらったとおり、利用実績、その住民ニーズ、そしてコミュニティバスの今後の在り方につきましては、公共ライドシェアも含めて研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（岡 省吾）

7 番、中島詳裕君。

○7 番（中島詳裕）

的確な答弁というのはしにくいことだと思います。私も含めてですけど、一緒にな
ってまた考えていきたいと思いたすのでよろしく願いしておきます。

それから次です。町内幹線道路、私のところでしたら国道480号線、主に路線バ
スが運行されています。対外的に見ても路線バスが走っているということは必要な
ことだというように思っております。しかしながら、このことによって行政が行おうと
する交通政策の足かせになるようではいけないと思います。清水から花園間の減便を
機に昨年4月からスタートした公共ライドシェア、地域で暮らす我々にとっては身近
な移動手段として大いに期待したい取組であります。今後、運行エリアを旧清水町全
体に拡大できるような取組ができないのか、お考えをお聞きさせていただきます。

○議長（岡 省吾）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

中島議員の再質問にお答えさせていただきます。

令和7年4月から、清水・花園間で公共ライドシェアを運行開始し、昨年度は25
0件の実績がありました。定期的に利用される方に加えて、新規で利用されている方
も増えてまいりました。今後につきましては、利用実態や住民ニーズの把握に努める
とともに、路線バス、コミュニティバス、公共ライドシェアなど、それぞれの交通手
段の特性を生かし、関係機関と協議しながら持続可能で利用しやすい地域公共交通ネ
ットワークの構築に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（岡 省吾）

7 番、中島詳裕君。

○7 番（中島詳裕）

御答弁ありがとうございました。

この公共ライドシェア、限られたエリアになっています。今年の4月からなんです
かね、三田地域もエリアに加えていただいたというように承知しておるんですが、路
線バスが走っているがゆえにライドシェアのエリアを慎重に審議していかなければな
らないというような印象があるわけですけども、清水は広いです。湯川筋、要するに
下湯川、上湯川、ここにはかつては定期バスも運行されてましたけども、今では行政
のほうから言うと、コミュニティバスの運行しかありません。その辺を考えたときに、
先ほど私、旧清水町全体をライドシェアのエリアにできないかと言いましたけども、
もう少し考えて、もう一年ライドシェアの運行をやっていく中で見えてくるもん、こ
れだったらあの辺のこともちょっと考えてエリア拡大に向けていこうやないとか、

五村地区もそうです、旧五村地区もタクシーもなければコミュニティバスしかございません。そういうところを考えたときに、全部というのはなかなか合意形成が難しい分もあると思いますが、町のほうでしっかりとその辺、見定めて、エリア拡大に向けた取組をしていただけるかということなんです。町長、どうですか。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

昨年からはまりましたこのライドシェア、だんだんと皆さん方にも御活用いただけるようになってきております。

今、議員おっしゃいましたように、一部拡大ができたところであります。いつもこの利用している方にも御意見等もアンケート等でもお聞きしているところでもありますし、これからのこの公共交通の在り方について、皆さん方にまた御意見をいただきながら、そういったところも進められればなと思っております。

○議長（岡 省吾）

7 番、中島詳裕君。

○7 番（中島詳裕）

ありがとうございます。

最後に要望といいますか、我々過疎地域に暮らす者にとって、移動手段の在り方は行政が取り組む最重要課題だと思っております。一方、行政だけでは解決できない一面もあると理解します。近隣の市町の取組も参考に、関係機関としっかりと協議していただき、住民本位の交通政策に努めていただきたいと思います。これは要望ですので、答弁は結構ですけれども、よろしくお願いしておきます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（岡 省吾）

以上で、中島詳裕君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 1 2 時 0 4 分

再開 1 3 時 0 0 分

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（岡 省吾）

再開いたします。

一般質問を続けます。

……………通告順 5 番 2 番（井本芳秀）……………

○議長（岡 省吾）

続いて、2 番、井本芳秀君の一般質問を許可いたします。

井本芳秀君の質問は、一問一答形式であります。

2 番、井本芳秀君。

○ 2 番（井本芳秀）

議長のお許しを得ましたので、一般質問を行います。

本日は、有田川町にとって一番の悩みである過疎化対策について質問いたします。

私は 20 年以上、観光バスの運転手として全国の観光地の浮き沈みを見てきました。今は小原で古民家カフェを営んでおり、現場のリアルな空気を感じております。町内で年々増え続ける休校施設、これをしようがないと放置しておくのは本当にもったいない。私は、有田川町を思い切って観光地化することこそが、過疎化を食い止める最大の起爆剤だと信じています。そこで提案したいのが、ツアーバスの呼び込みです。この周辺は道が狭いのですが、大型バスは今ある広い駐車場に止めてもらい、そこからマイクロバス 2 台に分けて送迎すれば全く問題ありません。その送迎先となる学校を団体客が食事や体験を楽しめる場所に生まれ変わらせ、外からしっかりお金を稼げる拠点にするのはどうでしょうか。

そこでお尋ねします。町長は国内外からのツアーバスを呼び込むような大々的な観光促進についてどういうビジョンをお持ちでしょうか。また、こうした学校の活用に手を挙げてくれる民間企業に対して、初期費用の補助や複雑な手続のサポートなど、町として本気で応援する覚悟はあるでしょうか。

2 つ目の質問です。山の自然を生かした公園づくりについてです。

この町にはすばらしい自然があるのに、地元の子供たちが思いっきり安全に遊べる場所が山間部には少ないと感じています。山の自然を生かした公園をつくれば、地元の子供たちのためになるのはもちろん、都会から家族連れを呼ぶ立派な観光資源になります。これは単なるお金の使い道ではなく、休校施設や周辺のお店へ人の流れをつくるための観光地化への大きな投資です。

そこでお尋ねします。町民の暮らしをよくすると同時に、新しい観光客を呼ぶための自然を生かした公園づくりを観光の柱として進めていくお考えはあるでしょうか。

3 つ目の質問です。神社仏閣やお地蔵さんなど町に眠る歴史の活用についてです。

長年、バスでお客様を案内してきましたが、日本人も外国人も新しくつくられた観光施設より、その土地に昔からある日本の歴史や文化が大好きでございます。有田川町にある由緒ある神社仏閣や道端のお地蔵さん、私たちには当たり前の風景ですが、外から来る人にとっては日本のよさを肌で感じられるもの、すごく価値のある観光資源です。

そこでお尋ねします。町長はこうした町内の神社仏閣やお地蔵さんをただの古い建物ではなく、大事な観光資源として位置づける考えはあるでしょうか。また、これらを町の宝として守り、外へ発信していくための基本方針をお聞かせください。

壇上からの質問は以上です。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

井本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1点目の過疎化対策と大々的な観光地化についてでございますが、観光振興につきましては、議員御提案の観光バスツアーの誘致や廃校施設の利活用は、交流人口の拡大や地域経済の活性化につながる有意義な御提案であると認識しております。

現在、本町では有田巨峰村、生石高原、あらぎ島などを巡る周遊ツアーが継続的に実施されており、年間100台を超える観光バスに來町いただくなど、県内外から多くの観光客をお迎えしております。今後もバスツアー客など多くの観光客の皆様に来町いただきますよう、県や近隣市町、交通事業者、旅行事業者等との連携を強化し、既存観光資源や体験コンテンツの磨き上げ、情報発信の充実を図ることで観光促進に取り組んでまいります。

また、廃校施設の活用につきましては、地域資源の有効活用の観点から重要な問題でございますが、改修費や維持管理費、事業採算性、利用ニーズなどを十分見極める必要があります。そのため、民間事業者等から具体的かつ実現性の高い提案があった場合には、関係法令や施設の状況を踏まえながら、必要な助言や手続支援を行ってまいりたいと考えております。今後も本町の特性を生かした観光振興を進め、交流人口の拡大と地域活力の向上を通じて過疎対策につなげてまいります。

2点目の山の自然を生かした公園づくりについてでございますが、子供たちが自然と触れ合いながら安全に遊べる環境の充実は、子育て支援や地域の魅力向上の観点から重要であると認識しております。一方で、山間部における新たな公園整備につきましては、多額の整備費や維持管理費を要することに加え、継続的な利用需要や集客効果を十分に見極める必要があります。特に観光施策として位置づける場合には、町民ニーズのみならず、町外・県外からの需要、観光消費への波及効果、周辺施設との連携可能性などについて客観的な市場調査や需要分析を行い、その必要性や費用対効果を慎重に検証することが不可欠であると考えております。

現在のところ、本町の観光振興においては、既存観光資源の魅力向上や体験型観光の充実、広域連携による誘客促進を重点的に進めており、新たな自然公園整備を観光施策の柱として推進する考えはございませんが、今後の観光需要の動向や地域からの要望、民間事業者の提案等を踏まえながら、本町の自然資源を生かした地域活性化の可能性については、引き続き研究をしてまいります。

3点目の神社仏閣やお地蔵さんなど町に眠る歴史の活用についてでございますが、神社仏閣やお地蔵さんは単に古い建物や石造物として捉えるのではなく、地域の歴史や文化、信仰、先人の暮らしを今に伝える貴重な文化資源であると認識しております。

平成31年に行われた文化財保護法の改正では、従来の保存に重きを置いた内容か

ら文化財を活用しながら保存する方向性が示され、文化財を観光やまちづくりにも生かしていくことが求められています。当町におきましても、これまで重要文化財を所有する神社仏閣を中心にパンフレットを作成し、看板の設置やホームページでの情報発信などの活用を図ってまいりました。

文化財の活用では、一定のエリアやストーリー性を持たせることが重要ですが、パンフレット「明恵上人の足跡をたずねて」においては、神社仏閣や遺跡など明恵上人ゆかりの文化財とともに、道の駅明恵ふるさと館やかなや明恵峡温泉も併せて紹介し、観光周遊していただけるよう配慮しております。また、国の重要文化的景観地区では、あらぎ島とその周辺地域を対象に、神社仏閣やお地蔵さんなどの石造物も含めて保存と活用を図っているところです。

今後も引き続き文化財を町の重要な地域資源として位置づけ、町内外への情報発信に努めるとともに、子供たちへの教育や観光、まちづくりにも生かしていけるよう、その活用について庁内の連携を図りながら検討してまいります。

○議長（岡 省吾）

2 番、井本芳秀君。

○2 番（井本芳秀）

答弁ありがとうございます。

町の資料を見たところ、有田川町過疎地域持続的発展市町村計画というのがございまして、見させていただきましたところ、金屋地方で足りないような、次の滝が1つぽつんとあっただけかなと。勉強不足で申し訳ないですけども、次の滝だけかなという感じがしまして、金屋地方でも観光が弱いと感じております。清水のほうは結構やっていると思うんですけども、ですのでさっき言ったマイクロバスというのもそうなんですけども、清水の山奥のほうも当然このマイクロバスが生きてきますけども、金屋のほうをぜひとも重点的にこれからというのは、簡単に言いますと、大型バスでお客さんが来られますね。そしたら金屋文化保健センター、ここに駐車していただきます。それでマイクロバスに乗り換えます。次の滝、生石高原、清水を回って、それでまた金屋文化保健センターで乗り換えて帰っていただくという、こういうコースが出来上がるわけなんです。清水だけだと、行って帰ってくるだけになりますのでちょっと弱い感じがします。そういうところをどんどん強化していただいて、次の滝というのは有田川町でも一番の滝でございまして、落差46メートルの立派なものでございます。見られた方も多いと思いますが、道が悪いのでそこら辺はみんなで知恵を絞って考えていただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それと宿泊施設がないという問題もあります。これは山間部のほうへログハウス、小さい五、六人で泊まれるようなログハウス、今、ドーム型のログハウスみたいなものもございまして、そういうのを点々と建てていただいてもツアー客を5人、ここは3人、2人と降ろして行って、宿泊できる、一つのホテルじゃなくてもそういうことが

可能でございますので、そういうことも考えていつていただきたいと思います。

公園づくりの件でございますけども、これは大規模なものじゃなくて、これも小さいちょっと水遊びができるぐらいの、町民も遊びに来れるようなそういう公園をつくっていつていただけたらと。観光のほうにも促進になりますし、トイレもあったり、休憩できる場所があればよいかなと考えております。

全体的にもっと盛り上げていつていただけたらと。観光地は結構幾つもあるんですけど、まず生かせてないと感じてます。年間に100台を超えるツアーバスが来てるというのもどうでしょう、数的にはちょっとあれなんですけども、3分の1かはブドウ園じゃないですか、と思いますね。ブドウを採って帰られるという、ブドウ狩りして帰られるってのもったいないですよ。食事場所もないですからもうしょうがないんですけども、でもそれだけ来ていただいていると。それをもっと生かして、一日観光できるようところをつくっていただけたら大分変わってくるんじゃないかと思っております。

最終的には、有田みかんミュージアムをつくっていただきたいと思います。ぜひとも、最終的にですよ。それは最初につくっていただいても、それだけでも観光バスは呼べると思うんですけども、外国人の観光客も呼びたいです。多分ほとんど来てないと思いますんでね。県からの視察で僕は何回か乗せてきたことはありますけども、視察ですんで、ちゃんとした観光客を呼んでいただけるようお願いしたいです。ほとんど要望ですんで、町長、一言いただけますか。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

観光バスの運転士をされていたということで、本当にいろいろ多方面からの御提案をいただきましてありがとうございます。今後の観光振興にまた参考とさせていただきます。いろいろと言っていましたが、ログハウス、宿泊が少ない、またログハウス、水遊びができる程度の公園ですか、その上で有田みかんミュージアムというのも言っていただきました。また今後の参考にさせていただけたらと思います。

議員おっしゃるように、次の滝という本当に有名な滝でもありますし、生石高原もかなりいろんな多くの方が今来ていただけるようになってきておりますけれども、その辺も含めて観光振興を進めてまいりたいなと思っております。

それから、休校施設・廃校施設の御利用で今までもいろんな面で御活用いただけた、進んでいるところと進んでないところがございますが、カフェも本当にはやっておられてうれしいなと思うんですけど、その近くの早月小学校で早月農園さんが農福連携の事業をしていただいている、みんな一生懸命にやっていただいている御活用いただいているところでございます。そういったところもアンテナを張りながら進めさせて

もらえたらなと思ってございます。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

2 番、井本芳秀君。

○2 番（井本芳秀）

前向きな御答弁でありありがとうございます。ぜひともその方面で進めていっていただきたいと思います。

あと1つ、忘れてましたけども、観光農園も少ないんですよね。せっかく有田みかんがあるのに観光農園、これを金屋地方でぜひやって、観光農園やって次の滝へ行っ
て、生石行って、清水へ行ってみたいなそういう魅力的なコースをつくっていただければと考えております。ぜひとも有田川町の発展のためによろしくお願いします。御
答弁をお願いします。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

またいろいろと観光農園もいただきました。それで御提案いただきました、後ほど
になるのでしょうか、神社仏閣やお地蔵さんの活用についてもまさしくそうだろうと
思うんで、1つの方法だろうと思うんです。国指定の文化財というのが有田川町は
25件ありまして、県内では3番目の町となっていて、1番目が高野町でして21
1件あります。今、高野山のほうも、先ほど言われた海外の方も多く観光でいらっし
やいます。特に南海のGRAN天空も走るようになってから、GRAN天空もうちの
有田みかんとかブドウ山椒もお世話になってるんですけども、その方々を紀中のほう
に来てもらうという、それでみんなの定額タクシーですか、有田鉄道さんにも御協力
いただきながら、それを進めていっているところであります。

それで言われるように、来てもらうには何かの体験だとかが必要になってまいりま
すし、温泉もありますし、そんなところも高野山からこの神社仏閣とかを見ていただ
きながら有田川町のほうを見ていただくように、そして先ほどからお話がありました
中間地点であります明恵ふるさと館付近の整備だとか、そんなのも含めて観光振興を
これからも図ってまいりたいと思ってございますので、どうぞ今後ともよろしくお願
いいたします。

○議長（岡 省吾）

2 番、井本芳秀君。

○2 番（井本芳秀）

すみません、言葉足らずの私の言葉に町長が添えていただけるような形になりまし
てありがとうございます。ぜひともそれで進めて、副町長も各課の全員も一丸となっ
て頑張っていただけるよう、よろしくお願いいたします。

これで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（岡 省吾）

以上で、井本芳秀君の一般質問を終わります。

……………通告順6番 13番（増谷 憲）……………

○議長（岡 省吾）

続いて、13番、増谷憲君の一般質問を許可いたします。

増谷憲君の質問は、一問一答形式であります。

13番、増谷憲君。

○13番（増谷 憲）

13番、増谷でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

私は今回2つの問題で通告させていただきました。1つは公共交通の問題と、それから子育て支援の問題であります。第1問については、同僚議員からもこれまで質問がありましたけれども、なるべくかぶらないようにしていきたいと思います。

それでは、まず公共交通の問題であります。公共交通の充実についてであります。

国土交通省は、地域公共交通のり・デザインという地域公共交通計画等の作成と運用の手引きを、令和5年10月に第4版として作成しております。これにはまず、公共交通事情の問題点を指摘しております。こうであります。

日常生活は「移動」の上に成り立っていますが、移動を伴った生活から得られる喜びや満足感、臨場感などの全てを代替するところまでに至っていない。移動の重要性が改めて見直されている。特に地方では、バス・タクシーなど公共交通の利用者は減少傾向にあり、買物・通院・通学など、日常生活における移動手段の確保は大きな課題だとしています。そして、交通事業者は様々な経営努力により需要減に対応していますが、その多くが赤字経営を余儀なくされ、公共交通事業の存続が危ぶまれています。

また、自家用車の保有台数が頭打ちとなり、公共交通から自家用車への転換は一段落しているのに、公共交通の利用者が減少しているのは人口減が大きいことと、若い世代が人口減少のペースを上回って公共交通の移動量が減少している。その一方で、高齢化や高齢者の免許証の返納、和歌山県全体では2017年以降は年間3,000人以上が返納している状況があり、進みつつあります。自家用車を運転できない高齢者等の移動手段としての公共交通の重要性がますます増大していると指摘しております。また、民間交通事業者の問題についても触れております。地域公共交通を担う運転手不足の深刻化など、民間事業者による運送サービスの提供の継続が困難となる地域が増加しています。

一方、愛知大学地域政策学センターの可児紀夫さんは、交通権を保障した移動手段として3点指摘していることがあります。1つは、なぜ交通の不便な地域社会が出来

上がったのか、この点はまず国が総合的な交通政策をつくれなかったこと。2点目は、交通に対する認識不足、つまり交通は衣食住の次に大切な基本的人権という考えが全くなかったこと。3点目は、一番地域の交通問題を知っている地域の声を聞かなかったという、いわゆる憲法と地方自治の理念が交通政策に反映されなかったこと。4点目は、国の考えと国民の思いとの政策の差、いつまでも住み続けられる地域社会をどうつくるのかという観点がなかったと指摘しています。

そして、交通政策の基本的な考え方として、交通権学会が交通権という概念として、国民の交通する権利を保障しようという考えがあります。つまり憲法第22条の居住移転及び職業選択の自由、そして憲法第25条の生存権、そして憲法第13条の幸福追求権、これらの人権を集約したものが交通権として位置づけをされております。私は可児先生の交通権という位置づけをしていることや、この立場で取り組んでいかないと政策的にも住民の移動手段の確保や、いつまでも住み続けられる地域社会をつくるという観点からも前へ進まないと思うんですが、そこでまずこの交通権としての役割や認識についてどのようにお考えかお示しをいただけますでしょうか。

次に、公共交通を担っている民間事業者の経営状況であります。全国的には、特にバス事業では、新型コロナウイルス感染症の影響で乗客が減少したことで多くの事業者でバス運転手が減り、路線バスの廃止や減便が相次ぎ、2017年に8万4,224人だったドライバーが2023年には7万7,720人に減っています。また、国の規制緩和で新規参入事業者が増え、過当競争や運賃のダンピング、安全運航が確保されない状況にもあります。当町では、人口減少や交通事業者の高齢化や賃金の問題などでドライバーの確保が困難になってきております。町の課題でもある人口減少などの中で、行政と民間事業者の課題の認識についてはどうでしょうか、お答えください。

次に、法的な問題として地域交通法、つまり地域公共交通活性化再生法についての市町村の役割についての認識はどうでしょうか。

次に、交通政策を具体化する意味で、関係者が一堂に集まって交通政策をつくる地域公共交通計画の策定が必要であります。これについて策定するお考えはどうでしょうか。

次に、これらのことを踏まえて具体的なこととして、1、町内の路線バスやタクシー、コミュニティバスなどの利用者の状況、人口で令和元年度と令和7年度の実績を出していただきたいと思います。

2つ目として、湯浅町と広川町が連携して令和8年度から予算化をしたタクシー事業への赤字補填策について、当町での考えはどうでしょうか。

3つ目として、交通事業者へのドライバーの確保や事業として継続できる支援策が必要だと思いますが、これらの点でいかがでしょうか。

4つ目として、かつらぎ町で実施している「かつらいど」の取組ですが、令和7年

10月から実証運行し、令和8年4月から本格運行をしております。運行地域は自分の住んでいる地域内の移動と自宅と4つの町なかエリア間の移動になっています。ただ、乗り継ぎポイントが2か所あり、乗り継がないと他の地域へ移動できません。これまでの乗合タクシーは令和6年度の1年間で約1,500人の利用だったのが、かつらいどは実証期間の半年間で約4,500人、年間の利用にすればこれまでの6倍になるそうです。

利用料金は1回600円、月額乗り放題で3,000円、実施を開始した月は無料にして600人が利用、そして町の地域公共交通計画がなかったのが同時に策定することになったようです。それでコミュニティバスの利用者も増え、相乗効果もあり、コミュニティバスは200円で、かつらいどに乗り継げばタクシー代が無料になるそうです。これは両立するための施策だそうですが、それで今までタクシーを使っていなかった方が利用されているようです。

経費面では、5台の車両で1日1台幾らという経費と、運行を手配したコンピューターシステムを使うオペレーターの経費、これらの経費から収入分を差し引いた残りを町が補填します。そして、これは特別交付税の算入になっているようです。このシステムを利用することでデータの管理や乗車の傾向、行先などをつかめ、今後の運行改善のデータとして使うようであります。このかつらいどの取組が大変参考になるのではないのでしょうか。

5点目として、みんなの定額タクシー制度であります。予約して自宅から目的地まで行けるのがよいと思いますが、ただ料金が高いのであまり利用実績がないのではないのでしょうか。料金の設定や周知の問題で見直しが必要ではないのでしょうか。以上、お答えいただきたいと思います。

次に、子育て支援策についてであります。子育て支援と物価高騰対策の観点から質問いたします。

まず、町内の小中学校にかかる諸費用の支援について質問するわけですが、義務教育の9年間に小学校へ上がるときはランドセルなど、中学校では制服や問題集などの学用品を各家庭で購入しております。いずれも教育の一環として必要なものばかりであります。少し古い調査であります。2018年度の文科省学習費調査では、学用品や修学旅行費など保護者が負担している学校教育費は、公立小学校で6万3,102円、公立中学校で13万8,961円でありましたが、2023年度の同調査では、公立小学校で8万1,753円、公立中学校で15万7,477円とさらに負担増になっています。そして、働く人々の給料が物価高騰に合わせて上がらず、近年の食料品など生活するのに必要なものが軒並み値上がりして、一層各家庭のしわ寄せがいつております。これらのことが学校生活を送るに当たって経済的な格差の影響を受けていては、どの子供も生徒もひとしく不安な教育を受け、学校生活を送れることにはなりません。それで、まず小中学校の入学時には一遍に費用がかかりますから、入学時の支

援金の創設、2つ目に制服や教材費、修学旅行への補助制度はいかがでしょうか。

そして3つ目に、これは義務教育とは違いますけれども、進学率を見ますと、ほとんど義務教育に近い状況になってきましたから、高校通学への通学費の助成はどうでしょうか。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

増谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の公共交通の充実についてでございますが、交通権とは国民の移動する権利であり、国及び自治体は国民・住民の交通権を保障する義務を負わなければならないと認識しております。特に本町のような中山間地域においては、自家用車を運転できない高齢者や学生などにとって、公共交通は生活を維持するための重要な手段となっています。そのため、公共交通の確保は重要な役割を果たしているものと考えております。

続きまして、本町のバスやタクシーの公共交通は、民間事業者の皆様の御尽力によって支えられておりますが、人口減少や少子高齢化の進行に伴う利用者数の減少に加え、燃料価格や物価の高騰、さらにはドライバー不足の深刻化などにより、経営環境は大変厳しい状況にあると認識しております。このため、町といたしましても関係機関と連携を図りながら、利用促進に向けた取組や効率的な運行形態の検討を進めるとともに、地域の実情に応じた持続可能な公共交通体系の構築に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、いわゆる地域交通法においては、市町村は地域公共交通の中心的な担い手として、地域の実情に応じた公共交通ネットワークの形成に主体的な役割を果たすことが求められているものと認識しております。本町におきましても、路線バス、コミュニティバス、公共ライドシェアなど、それぞれの交通資源を有効に活用しながら、交通空白地域の解消や利便性向上に努めているところであります。

続きまして、地域公共交通計画の策定につきましては、具体的な予定はございませんが、今後、必要性が生じた際には、しかるべき時期において検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、路線バスの利用実績につきましては、令和7年度、5路線全体で2万1,662人、令和元年度は1万8,224人で3,438人の増加となっております。令和7年度、コミュニティバスは金屋・清水全体で1,390人、令和元年度は3,015人で1,625人の減少となっております。ちなみに有田川町内の人口につきましては、令和7年度末で2万4,533人、令和元年度末は2万6,252人

で1, 719人の減少となっております。なお、タクシー利用者につきましては、各事業者に問い合わせしましたが、把握できていないとのことでありました。

続きまして、湯浅町や広川町で今年度より実施されておりますタクシー運行事業補助金につきましては、今後、関係機関と意見交換を行いながら研究してまいりたいと考えています。

続きまして、ドライバーの確保につきましては、バスドライバー募集のチラシを各戸配布し、事業者と協力しながら募集しているところでありますが、厳しい状況が続いているのが実情であります。今後は事業者からの意見や要望を伺いながら、運転手確保に向けた支援の在り方について研究してまいります。

続きまして、かつらいどにつきましては、今年度よりかつらぎ町の一部地域で運行されているデマンド乗合交通で、昨年度から実証実験を行い、好評により本格適用に至ったと聞いております。有田川町におきましても、昨年度にタクシー事業者主体によるAIオンデマンド配車システムを用いた乗合タクシーを田殿地区の一部で実証実験しましたが、稼働率の低迷により効率的な運用が厳しいため、本格的な運用までには至りませんでした。今後も町内のバス・タクシー事業者及び関係機関と密にしながら、その地域に寄り添った交通施策を研究してまいりたいと考えます。

続きまして、みんなの定額タクシー制度の見直しにつきましては、高齢者をはじめ交通手段の確保が困難な方々の日常生活を支える移動手段として、多くの皆様に御利用いただいております。一方で、利用者ニーズの多様化やドライバー不足、燃料費等の運行コストの上昇、また今年の3月に和歌山県内のタクシー運賃見直しなど、地域公共交通を取り巻く環境は大きく変化しております。現時点で利用料金の改定予定はございませんが、これまでの利用実績や利用対象者を基に、必要に応じて研究してまいります。

続きまして、2点目の子育て支援策についてでございますが、現在、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学援助制度により必要な支援を行っております。また、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対しても、就学に必要な経費の一部を援助しております。今後につきましても、これらの制度に基づき対象となる方への支援を着実に実施してまいります。なお、現時点では、制度の対象外となる保護者への支援の拡充は予定しておりません。

続いて、高校への通学費援助についてでございますが、本町においては、高校が限られていることから、多くの方が町外へ通学しており、通学に伴う定期券代や交通費が家計の負担となっている状況についても承知しております。そのような中、町内の路線バスを利用して通学されている方に対しては、路線バス定期券購入助成金を実施しております。今後は、近隣自治体の取組状況も参考にしながら、高校生の通学費支援の在り方について、子育て支援施策全体の中で総合的に研究をしてまいりたいと思います。

○議長（岡 省吾）

13番、増谷憲君。

○13番（増谷 憲）

再質問を行わせていただきます。今、答弁をいただきました。

まず、公共交通の問題であります。この公共交通は生活を維持するための重要な手段であり、公共交通の確保は重要な役割を果たしているという答弁でした。また、民間事業者の経営環境は厳しいと受け止め、利用促進に向けた取組や持続可能な公共交通体系の構築に努めたいという答弁でした。そうなんです。いわゆるそういう認識であるならば、直ちに対策を取っていかなければならない時期だと考えます。

その基本となるのが、人権規定を踏まえ、当町の実情を反映した地域公共交通計画の策定だと考えるんですが、しかし、答弁は具体的予定はないが、今後の必要性が生じた場合には、しかるべき時期に検討を進めたいということでありました。しかし、当町のような過疎地域で人口減少の中で、今の公共交通の現状から継続はより困難になってくると考えるわけです。特に交通事業者が燃料費などの経費の負担増や運転手が高齢化し、給料も安く採用の応募をかけても若い方が来ないという厳しい現実があるからではないでしょうか。ですから、各制度を充実させようと思っても、そこまで踏み切れない現実があります。ここをどう解決に向けて進めるか、ここに地域公共交通を策定する意義があると思いますが、事業者は採算が取れないと判断したらいつどうなるか分かりません。公共交通の専門家を呼んで、公共交通事業者も入れて地域の人も参加して、みんなで実態の把握から交通事業者が今後も継続して経営が成り立つような、財政支援も含む対策を計画の基本にしながら始めるようにするべきではないかと思いますがどうでしょうか。

○議長（岡 省吾）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

増谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほども町長が答弁したとおり、計画の策定については具体的な予定はございませんが、今後、必要性が生じた場合には、しかるべき時期において検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岡 省吾）

13番、増谷憲君。

○13番（増谷 憲）

今、御答弁いただきました。しかし、今取り組んでいかないと、今の厳しい状況の中で交通事業者は駄目だと判断すれば、たちまちストップしてしまいます。それでは、どんな時期に必要性が生じることになるのか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（岡 省吾）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

増谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

地域公共交通計画の策定にあつては、地域の交通実態の把握や利用状況の分析、関係事業者や地域住民などとの協議など、相当の住民の調整が必要であるものであります。

また、現時点におきましては、国土交通省の補助制度を活用した具体的な事業展開の計画がないことから、計画策定の時期については未定としているところであります。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

13番、増谷憲君。

○13番（増谷 憲）

しかし、交通事業者にとったら今の厳しい環境の中で、もうそんな長い、今の状態では維持できない状況になってると思うんです。ですから、この地域公共交通計画をつくってみんなのものにしていく、これが大事なんです。

県下の中で、この地域公共交通計画を策定している市町村はあるんですが、御存じでしょうか。例えば、広川町、白浜町、かつらぎ町、これは町村です。市レベルでは、橋本市、紀の川市、和歌山市、有田市、田辺市がつくっているわけですね。こういうようにつくっているところが多数出てきているわけですから、交通政策の改善は計画の策定から始まると思うんです。制定に向けて私は取り組んでほしいと思うんですが、再度お伺いします。どうでしょうか。

○議長（岡 省吾）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

増谷議員の御質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、地域公共交通の取り巻く環境は変化していることから、今後の動向や本町の実情を踏まえて、必要性や条件が整った段階においては、計画策定についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岡 省吾）

13番、増谷憲君。

○13番（増谷 憲）

私は、つくる条件が整っていると思っていますから何回も聞くんです。ぜひ策定に向けて取り組んでいただきたいと思います。

次に、湯浅町と広川町で制度化した赤字補填策は、ぜひ事業者と協議をして今後進

めていただきたいと思うんですが、この点どうでしょうか。

○議長（岡 省吾）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

湯浅町と広川町でやってる分ですよ。今、それにつきましては、こちら聞いている、把握しているのは、タクシーを駅前に常時配置するために町から補助を行っているということ、それは赤字補填ということで補助を行っておると聞いております。町におきましても、今後そういう事業者と協議、情報共有しながら検討はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡 省吾）

13番、増谷憲君。

○13番（増谷 憲）

次に、クロスセクターベネフィットという考え方についてお尋ねするんですが、兵庫県加西市を例としてクロスセクターベネフィットというのを策定されているんですが、資料をお渡ししてると思うんですけども、御覧いただけたと思うんですが、これは公共交通にお金を出すことが社会参加を促し、それによって社会全体の利益が増大する考え方であり、イギリスでの取組から広がったわけですが、例えば、名古屋市の敬老パスの費用を130億円減らすというのが出てきたときに、現行の敬老パスの健康面や経済・環境面で事業効果を調べたら、130億円の2.4倍の316億円の効果があったと計算しております。

また、長野県の本曾町では、ちぐはぐになっていた公共交通をしっかりとまとめると、地域全体の暮らしがアップしたと言っております。計画を策定する上で大変参考になると思うんですがどうでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（岡 省吾）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

増谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

地域における移動手段の維持・確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光振興、さらには健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらしています。地域公共交通を確保・維持することは、地方公共団体が中心となって取り組んでいかなければならないため、いただいた資料も参考にして今後も研究してまいります。

以上です。

○議長（岡 省吾）

13番、増谷憲君。

○ 1 3 番（増谷 憲）

次に、かつらぎ町のデマンド乗合交通システムについてお聞きしましたら、田殿地区の一部で、実証実験から稼働率の低迷で運用に至らなかったという答弁でありました。これは地域をごく限定したから難しいという点があったと思うんですが、一部に限定したのでは既存の交通事業者に配慮したのではないのかなというように思うんですが、相談したことはないんでしょうか。相談すればどうでしょうかと思うんですが、この点いかがですか。

○議長（岡 省吾）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

増谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の実証実験につきましては、そのタクシー事業者が主体となってエリアや運行形態を決定して実証運行を実施したものであります。現状で事業者が運行できる範囲内での実証実験となりましたので、田殿地区の一部限定とならざるを得なかったと認識しております。本町といたしましても、当該事業の実施状況につきましては情報共有を受けており、必要に応じて意見交換を行ってきたところでございます。

以上です。

○議長（岡 省吾）

1 3 番、増谷憲君。

○ 1 3 番（増谷 憲）

次に、みんなの定額タクシーについて伺いたいと思うんですが、私はこれはいい制度だと思っております。利用実績を見たら、観光面での利用が結構あるわけですね。でもこのみんなの定額タクシー、私は町内の交通を利用できない方がもっと使うように制度化をすべきだと思うんです。町民を大事にしないと、私は何のためかというように思っているわけです。そういう点で通常のタクシーの制度と違って複数でないと割安にならない、しかも1人では乗れないと思っている方が結構いてるというのがあるんです。そういう中で、今回のこの料金設定、どのように決めたのかお示しいただきたいと思います。

○議長（岡 省吾）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

増谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

料金設定につきましては、通常のタクシー利用と比較して一定の割安感が得られること、また制度として持続可能であることの両立を重視し、関係事業者との協議を行いながら決定をしたところでございます。さらに複数人での利用を前提とすることで、1人当たりの負担軽減が図られる仕組みとしており、地域の移動手段の確保と効率的

な運行の両面を考慮した料金設定としております。

具体的には、想定した利用コースで運行距離や運行時間、初乗り料金、待ち時間など、通常のタクシー利用料金を算出し、また時間貸切り運賃なども考慮して、1台当たりの時間別料金を算出しております。

以上です。

○議長（岡 省吾）

13番、増谷憲君。

○13番（増谷 憲）

このみんなの定額タクシーについては、観光客はそれでいいというように思うんですが、町内で車に乗れない方が増えてきて、今の制度ではなかなか利用しにくい状況にあるわけですから、町内の方を優先して利用できるような仕組みに改善するべきだと思うんですが、この点いかがでしょうか。

○議長（岡 省吾）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

増谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

現状の料金設定は、定額タクシーの名前のとおり、1台を時間内で定額制の乗り放題設定であります。したがって、1台へ多くの方が乗れば1人当たりの単価は安くなり、観光などで多数で利用された場合はお得感がありますが、1人で利用されると割高感が生じます。現状の利用のおおむね半分が観光目的で数名の方が利用されておりまして、また、もともとこの事業は観光客をターゲットとした定額周遊タクシーからできてきたものであり、1人の利用をメインにということで考えてはおりませんでした。その料金改定につきましては、現時点では考えておりませんが、利用状況等を考慮して今後研究してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（岡 省吾）

13番、増谷憲君。

○13番（増谷 憲）

みんなの定額タクシーについては、町民の方が安心して乗れる制度に変えていってほしいと思います。

それで国に対して求めてほしい項目があります。交通政策基本法に交通移動の権利の保障の明記、交通の安全確保を第一とすること、また規制緩和路線の転換と交通事業者に安全確保のための規制を強化する交通基本法を改正すること、また交通事業者への補助率の引上げ、地域公共交通計画を維持・改善、事業の予算を増額させる、また財源を確保するためにJRなど大手事業者等からの拠出による地域公共交通を守る基金の創設、運賃引下げを招かない協議運賃制度の廃止、最低賃金を固定給で保障す

る賃金制度の確立がどうしても必要ですけれども、これらの点については、ぜひ上へ上げていただけますでしょうか。

○議長（岡 省吾）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

増谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

どこまで要望できるか分かりませんが、機会があれば要望等を検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（岡 省吾）

13番、増谷憲君。

○13番（増谷 憲）

交通政策全体で、これ1つやればうまいこといくというような方法はないので、元は交通基本計画を策定する途中の段階に私はあると思っております。ここで充実したものになっていくので、ぜひそういう検討を進めていっていただきたいと思います。

それで2つ目の質問なんですが、先ほどの御答弁では、対応する考えはないということでありました。それでは教育長に伺いたいと思うんですが、教育長は長年学校現場にもおられたし、今は教育長として指導する立場にあります。義務教育についても精通されておりますが、義務教育の観点から伺います。

義務教育が無償であるならば、保護者負担についても国は対応しなければならない問題だと思うんですが、しかし文科省の義務教育の考え方は授業料だけであります。

しかし、今、保護者に負担させている教材費や制服、修学旅行費、クラブ活動などは授業であり、教育の一環だと思いますが、この点でいかがでしょうか。

○議長（岡 省吾）

答弁先に教育長の明記がございませんけれども、教育長、答弁できますか。

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

それでは、増谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、教材費や修学旅行費等は学校教育活動を実施する上で必要となる経費であります。また、制服につきましても、学校生活を送る上で必要となる経費であると考えてございます。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

13番、増谷憲君。

○13番（増谷 憲）

例えば、中学校などの制服は事実上必須であり、買わない選択はありますでしょう

か。就学を義務づけるならば、そのため実質的に必須の費用は公費で持つべきではありませんか。これは憲法の趣旨と整合性があるんじゃないかと思うんですが、この点御答弁いただけますか。

○議長（岡 省吾）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

議員御指摘のとおり、制服とか教材費、それから修学旅行費等は、現在、保護者の方に負担をいただいております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

13番、増谷憲君。

○13番（増谷 憲）

それでは教育長に再度伺います。

本来、義務教育は無償だということをきちっと押さえることができれば、私の言っていることはそうだということになりませんか。

○議長（岡 省吾）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えいたします。

義務教育はこれを無償とすると、これは憲法の第26条の2項に書いておりますけれども、憲法制定時から議論のあるところでございました。この無償ということにつきましては、義務教育を直接受ける方が授業料として徴収しないということがこの無償ということの判断と認識してございます。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

13番、増谷憲君。

○13番（増谷 憲）

いわゆるこれ授業料という判断なんですよ。授業料とは、教科書などを指しているわけですから、それがなぜ制服や教材費や修学旅行費など必要なのでしょうか。授業の一環ではないんでしょうか。私は、これはいわゆる隠れ教育費だと思っているわけですが、この点どうですか。

○議長（岡 省吾）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えいたします。

義務教育はこれを無償とするというのは、授業料についての判断ということで、教

科書等につきましては、国の国会における教育政策の方向性ということで、あとは今御指摘ありましたように、保護者の方に負担はいただいておりますというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

13番、増谷憲君。

○13番（増谷 憲）

だから教育長、結局それでいいのかということなんです。今の御時世、保護者の方は物すごく困っているわけですよ。私もこの選挙前に地域を回ったら、増谷さん、制服代何とかしてよとか、それからある学童の先生方が、通ってきている子供さんの状況を見たら、もう汚れたような服を着たまま来ていると、それは家庭に何かあるんじゃないかとか、心配することがたくさんあるわけなんです。ところが、この教育の無償化の内容がはっきりして充実されれば、こういうことは当然解消されていく問題だと私は思うんです。

それで再度お聞きするんですが、教育は憲法が定める国民を保障する基本的人権でありますよね。どんな経済的環境に生まれても、お金の心配なく教育を受けられる国こそ豊かな国になるんじゃないでしょうか。就学援助での対応という答弁もありましたけれども、就学援助の対象者はごく一部で、しかも就学援助対象家庭とほとんど経済的状况にも変わらない家庭が線引きで対象外になるケースもあるわけです。それで何よりも子供がいる多くの保護者は負担増で苦しんでいます。ですから、国が無償化の内容を充実させるまで、一番町民の身近にいる町が重要な課題として捉え、せめて諸費用の一部分でも実現のために制度化すべきではないでしょうか。いかがですか。

○議長（岡 省吾）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えいたします。

義務教育における費用負担の在り方につきましては、国全体の教育制度とか財政状況、そういったものと密接に関わることでございます。1つの自治体が単独で一律に公教育の負担を拡大することについては、町財政やほかの行政サービスとの兼ね合いというものも見ながら考えてまいる必要があると考えております。

特に必要なのは、何よりもまずは町長答弁にもございましたけれども、支援を必要とする御家庭に対しまして、その制度を全てきちんと適用いただくといったことを取り組みながら、国とかほかの自治体の状況も踏まえて今後研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

13番、増谷憲君。

○13番（増谷 憲）

当町の教育長として町内の子供の状況や家庭環境を優先して判断した答弁をいただくのが、私は本町の教育長の姿勢だと思うんですが、これまでの答弁をお聞きしますと、国の言ってることをうのみにして、そのまま言ってるような答弁なんですね。だから、本町の教育長としてしっかりしてほしいんですがいかがですか。

○議長（岡 省吾）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えいたします。そのように頑張ってまいりたいと思います。
以上でございます。

○議長（岡 省吾）

13番、増谷憲君。

○13番（増谷 憲）

ほんまに頑張ってくれるの。また追求しますよ。

それでほかの市町村でやってるところはあるんですよ。県内でも、例えば入学支援金などとして入学祝い金などの制度を実施している市町村があります。例えば、有田市は1人10万円、新宮市は小・中・高各1人5万円、九度山町は小・中1人10万円、紀美野町は小学校で5万円、中学校8万円、特別支援学校も対象になっております。お隣の広川町は、小・中に各1人3万円、卒業祝い金も出ておりまして1人3万円、すごいですね。それから、修学旅行費の助成として小学校で1人1万5,000円、中学校で3万5,000円があります。日高町は高校入学時に1人10万円、古座川町では小・中・高で各1人3万円、太地町では小・中・高・特別支援学校に各1人5万円、北山村では保育園から中学校まで1人1万円から3万円の支援をしているわけであります。御存じだと思うんですがいかがですか。

○議長（岡 省吾）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えいたします。
議員の御指摘のとおり、他の自治体の状況についても存じ上げております。
以上でございます。

○議長（岡 省吾）

13番、増谷憲君。

○13番（増谷 憲）

これを実行に移してほしいんです。

それでお金の問題も言われました。実際どの自治体も財政的に裕福ではありません。

できないことはないと思うんです。義務教育は無償ということをしつかりと捉えていただければできるはずで。憲法の尊重、平等義務の観点からも捉える必要があると考えております。

それで日本の教育予算についても若干触れておきたいと思うんですが、日本の教育予算が教育の対GDP比であります。OECD37か国中、日本は34位という低さ、OECD平均の7割しかないんです。世界に例がないような高額な費用を負担させられているんです。ですから、このことから少子化の大きな原因になっているわけ。そこで、義務教育無償化の内容について拡充するよう、県町村会などからも通じて国・文科省に意見を上げるべきではないでしょうか。あわせて再度実現するまで、町が支援するよう求めているのですがいかがでしょうか。

○議長（岡 省吾）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、子育て世帯にとって費用負担が大きな課題になっているというのは認識してございます。また、いろんな組織がございますので、国のほうへの要望もしておるんですけれども、今後、各自治体の状況といったことを含めて研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

13番、増谷憲君。

○13番（増谷 憲）

調べたら全国の議会でこの隠れ教育費について、皆さん議員が質問されているんですよね。進んだところでは一定の改善をしているところも出てきてるんです。ですから、そういう立場になって考えていただきたいなと思います。

とにかくこの町に住んでよかったと実感してもらえそうな町にしていくためにも、今日2つの質問で問題提起をさせていただきました。そこで最後に町長に伺うんですが、町長御自身も住んでよかったと思ってもらえるまちづくりをしたいと公言されてきております。そうであるならば、私が指摘した点を十分くみ取っていただき、施策に反映していただけたらという思うんですがいかがでしょうか。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

今、議員おっしゃったように、住みよい豊かな、どの世代の方も、どの地域の方も住んでよかったと思えるまちづくりを、皆さん方に御指導いただきながら進めてまいりたいと思っております。

今日言っていただきました公共交通の充実も本当に大事だろうと思います。私も選挙で回らせてもらってまして、同じような皆さん方から御意見もいただいておりますので、ここはまたその組合せをいろいろと考えながら進めてまいりたいと思いますし、この子育て支援策というのは本当に近年、給食の無償化だとか国のほうでもその支援給付金の創設だとか、ここ二、三年の間に急速に進んできているところがあるかと思っています。

そして、また私たちの町では支援給付金も大事ですし、環境づくりといいますか、こども園だとか学童だとか学校の施設の整備だとか、その中身の充実というものも図っていかなくてはならないものでありまして、そんな環境整備とのバランスを図りながらも、先ほど議員おっしゃったいろんな各自治体の取組というものもありますので、その辺のところを研究させていただきながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（岡 省吾）

以上で、増谷憲君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 14時06分

再開 14時20分

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（岡 省吾）

再開いたします。

一般質問を続けます。

……………通告順7番 5番（栗山昌之）……………

○議長（岡 省吾）

続いて、5番、栗山昌之君の一般質問を許可いたします。

栗山昌之君の質問は、一問一答形式であります。

5番、栗山昌之君。

○5番（栗山昌之）

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

以前からの質問に絡んでということになると思うんですけども、先日、町から送られてきた固定資産税の納付書と軽自動車税の納付書ですが、町内の地域によって到着の日が違うようですが、どのような理由で配達の違いができるのでしょうか。また、私の居住する田殿の尾中地区では、5月15日に配達されたように思います。それまでに知人から納付したのかという問合せがあり、既に私の家にも到着しているのかと探してみましたけれども、まだ未着でした。郵送であるので発送の翌日には到着するというのが普通ですが、到着の日数に差があるのはいかななものかと思っています。

最近、郵便局のほうも翌日配達以外のこともあるというような話にはなっている

らしいんですけども、何日も日数に差があるというのはいかなものかと思っています。町から郵便局に発送依頼するのを地域別に行っているのでしょうか。町民に対して公平であるべきではないでしょうか。

また、以前に同じ住所で同じ宛名の封書を送付する納付書は集約して郵送し、経費のかからないようにということを依頼して、翌年には約60万円の経費削減が行われたという報告も受けております。先日届いた納付書の所管は幾つかに分かれていたものがありました。同じ名前のもので、1つではなくて2つとかというようなことがありました。どのようになっているのでしょうか。

次に、各種証明書に関して、今、コンビニで安く証明を受け取ることができるものもあると思いますが、コンビニ等への手数料の支払いと本来の手数料の差額などにより、本来の歳入に比べてどれだけの歳入減となりますか。町民の利便性を考えると、コンビニ等での証明書発行は大変有意義であると思いますが、どれだけの経費がかかっているのかお示しいただきたいと思います。

なお、窓口業務が削減できているのであれば、どれだけの人員が削減できていますか。年間の証明数、そのうち庁舎の証明数、コンビニ等での証明数などをお示してください。また、1つの提案として、庁内にコンビニを取り入れて、そこで証明してもらうなどはできないのでしょうか。御返答をお願いいたします。

続きまして、第2として、前回3月18日にこの場で質問させていただきました、2018年9月の災害に係る町の補助金で返還を求めている件について、元金の回収及び利息の回収はどのように進められているのかというのを回答いただきたいと思います。

また、それとその補助金に関する国の指導の下でつくられている補助金の交付要綱、これは修正は行われているのでしょうかということでお答えいただきたいと思います。

壇上での質問は以上で終わります。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

栗山議員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の納税通知の集約と証明書手数料の推移と業務量の推移についてでございますが、郵送料の高騰と町民への確実な配送と公平性（納税通知の受け取りの時差）につきましては、納税通知の集約はこれまでも経費削減や利便性向上の観点から、軽自動車税など可能なものから行っていたところでございます。しかしながら、固定資産税におきましては、課税の対象となる所有者の登録情報が厳密に区別されているため、共有名義人など所有者の登録情報が厳密に異なるものにつきましては、誤認防止や個人情報保護の観点から、現在のシステム及び運用の安全上、別々に発送せざるを得ない事情がございます。

また、本町からの納税通知書の発送に当たりましては、特定の地域ごとに分けて郵便局へ持ち込むといったことは行っておらず、対象となる全件を一括して湯浅郵便局へ持ち込んでおります。町といたしましては、町民の皆様の間で不公平感が生じないよう、郵便局に対し今後も可能な限り迅速かつ均一な配達が行われるよう、要望を続けてまいりたいと考えております。

続きまして、コンビニ等の手数料と町民の利便性のバランスは、窓口業務の削減量についてはでございますが、住民票、印鑑証明の令和7年度の年間発行件数は1万7,570件で、うち各庁舎、行政局、出張所窓口での発行数は1万2,009件、コンビニエンスストア等での発行件数は5,561件となっております。コンビニ交付の利用が進んだことにより、窓口での証明書発行件数は減少しております。これにより窓口での受付、本人確認、印刷、徴収といった一連の窓口対応業務の物理的な稼働量は確実に削減されております。

しかしながら、窓口業務が減少した分、職員の業務が単純に減るというのではなく、システム運用や情報セキュリティ対策への対応に加え、窓口では制度説明や個別事情を伴う相談など、より専門的で丁寧な対応が求められるケースが増えております。今後もデジタル技術を活用した行政サービスの向上と業務効率化を進めながら、住民の皆様に対するきめ細やかな窓口対応の充実にも努めてまいりたいと考えております。

2点目の災害助成金の返還と回収についての検討結果についてでございますが、平成30年台風災害に係る補助金返還請求における元本及び加算金の回収については、これまで答弁申し上げておりますとおり、町が当該養鶏組合に対し補助金交付決定の取消しを行い、返還請求を継続しております。現在も債務承認に基づく返済は継続されておりますが、返済額につきましては町が認めたものではなく、相手方から任意に納付されているものであります。このため町といたしましては、機会あるごとに返済額の増額を求めるとともに、早期返還に向けた協議を継続しているところでございます。また、加算金につきましても、元本と合わせて請求を行っており、返還金の増額について伝えております。

一方で、債権回収に当たりましては、相手方の資力や保有財産の状況、さらには法的措置に要する費用対効果等も総合的に勘案する必要があることから、これまでも弁護士と協議を重ねながら対応を進めてまいりました。町といたしましては、今後も元本及び加算金の回収に向けて粘り強く対応してまいります。

次に、補助金交付要綱の見直しについてですが、本事業は国が定める実施要綱に基づく補助事業であり、町の交付要綱につきましても、国の制度との整合性を確保する必要があります。このため、現時点において当該事案を理由とした町独自の要綱改正は行っておりませんが、今後につきましては国の要綱や制度との整合を図りながら、その制度の範囲内で町要綱を定めてまいりたいと考えております。

なお、本件に係る補助事業につきましては、その都度、国から実施要綱が示される

ことから、その内容を十分精査した上で、必要に応じて要綱の策定または改正を行ってまいります。

一方で、同様の事案を未然に防ぐ観点から、事業実施主体としてのリスク軽減に向け、県や関係機関との情報共有を行い、事業者の経営状況等についてより詳細な情報を把握できるよう努めているところでございます。

○議長（岡 省吾）

5番、栗山昌之君。

○5番（栗山昌之）

まず、納付書の件ですけれども、これ公平になるようにもう少し早く郵便局へ渡したりとか、そういうような形で大体1日ずれるというのはしようがないにしても、2日も3日もずれるというようなことのないようにしてほしいなと思うんです。今回でも3日かそこらぐらいずれてるような気がするので、もう地域ごとにはいつていうような渡し方をしてるん違うかなと思ったので、その辺どうなんですか。

○議長（岡 省吾）

住民税務部長、小澤俊彦君。

○住民税務部長（小澤俊彦）

栗山議員の御質問にお答えいたします。

納税通知書の郵便局への持込みの時期についてでございますが、今年度の固定資産税納税通知書につきましては、通知日を5月8日として前日の5月7日に湯浅郵便局に持ち込んでおります。郵送の遅延を防ぐため、過去、数日早く郵便局へ持込みを行ったことがございました。その際、一部の納税通知書は通知日より前に配達されたことがございました。納税通知書は町民の皆様に税の賦課決定を正式にお知らせする重要な法的文書であり、定められた通知日より前に配達されることは行政実務上、厳に慎まなければなりません。そのため、町といたしましては、通知日以前に過って配達されるリスクを回避し、通知日に合わせて皆様のお手元に届くよう配達予定日のなるべく前日に湯浅郵便局へ一括して持ち込む運用としているところでございます。

日本郵便株式会社における郵便物の翌日配達の廃止や、土曜日・日曜日・祝日の配達休止など、郵便業務のサービス見直しが行われたことに加え、一度に大量の郵便物が動く時期であることから、郵便局内での仕分や各エリアへの配達管理の都合上、実際の配達日に数日程度の地域差や時差が生じてしまっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

5番、栗山昌之君。

○5番（栗山昌之）

ということは、一括して郵便局へ持っていつてくれているというようなお話やけども、でも向こうも翌日、もしくは翌々日ぐらいに届けないと、それ何日までとかそういう

ような余裕を持ってやってるのではなくて、向こうも受けたらすぐ対応するというような格好で考えといってもらわんと困ると思うんで、郵便局に対してその辺強く要望してほしいと思うんですけどもね。

例えば、前日に持ち込んで、5月8日が通知日になるんやったら、7日に持っていてくれるというお話ですけども、8日、9日、土日挟んだら別ですけども、せめてそれぐらいに配達してくれるように、それは郵便局の責務でもあるんやと思うんですよ。だから、それ遅くなってもいいかというような格好での許可というんではなしに、いやいや翌日もしくはその翌々日には届くようにやってほしいよというのを、きっちりと郵便局に申し入れていってほしいと思います。

というのは、向こうはそれだけのものが来るというのは分かってあるんやったら、それだけの人員配置をするなりなんなり対応していかないといけないと思うんですよ。前回、あれは2月の末やったかな、選挙があったときなんかでしたら、はがきを持っていっただけというのは、向こうはそれなりに対応していただいていると思うんですよ、郵便局で配るのを。だから、それと同じように、例年のことで分かっているんやったら、それは郵便局が対応すべきやと思いますので、その辺を強く言っていってほしいと思います。それ向こうへの依頼というのをやっていただけますか。

○議長（岡 省吾）

住民税務部長、小澤俊彦君。

○住民税務部長（小澤俊彦）

お答えさせていただきます。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、湯浅郵便局には今後も要望を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

5番、栗山昌之君。

○5番（栗山昌之）

よろしくお願いします。

今、郵便料金も上がっているし、前回質問させてもらったときでも60万円とおっしゃっていたんですけども、それをどんどん下げるように、下げるって60万円を下げたらあかんけども、郵便の料金を下げるように、なるべく努力していってほしいと思うんですよ。

いろんな絡みがあるかも分からないんですけども、郵送料の削減というのは、このAI時代に同じように封書を閉じるとか、同じように閉じられないやつやったらそれはそれでいいんですけども、同じ人の名前のやつで幾つも来るよというようなことのないように考えて、もしくはシステム改修をやって進めていただくというようなことを検討していただきたいんですけどいかがですか。

○議長（岡 省吾）

住民税務部長、小澤俊彦君。

○住民税務部長（小澤俊彦）

栗山議員の質問にお答えさせていただきます。

現状のデータでの封入・封緘によりますと、共有分だったりとかを個人さん所有の分と一緒にするというのは難しいところでございますが、今後どういう対応ができるかというのは考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

5 番、栗山昌之君。

○5 番（栗山昌之）

個人宛てなので誰々の代理とかそういうようなことが入ってるのとかというのは、それは仕方ないにしても、同じので同じ名前がたくさんあるというのはなくするとか、極力合わすというようなことをいろいろこの A I 時代なんで、合わせて郵送料を削減するというような形でやっていっていただきたいなと思うんですけども。

次に、コンビニなんですけども、今、庁内で証明を取ったら 200 円、コンビニで取ったら 100 円というような状況になっていると思うんですけども、それで手数料がなってると思いますが、それでコンビニで証明してもらった分、当然コンビニに対してコンビニでやってくれた手数料というんですか、それも支払いをせないかんやろうし、そういうような格好でどれぐらいの金額が減少したのかなというのがあるんで、教えてほしいなと思うんですけども。というのは、コンビニでの証明というのは、町民の利便性を高めるという意味で大きなプラスになっていると思うんですけども、それに対してどれだけ費用負担しているんよというようなところで教えていただけますか。

○議長（岡 省吾）

住民税務部長、小澤俊彦君。

○住民税務部長（小澤俊彦）

お答えします。

住民票の写し及び印鑑登録証明書の令和 7 年度の発行件数 1 万 7, 570 件のうち、無料交付分を除いた、本来 200 円で手数料を発行したと仮定した手数料収入は約 323 万 9, 000 円となります。実際の手数料収入は約 268 万 3, 000 円で、コンビニ交付に係るシステム利用料を差し引いた実質的な収入額は約 203 万 2, 000 円となっております。このため単純比較では約 120 万 7, 000 円の減収となっております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

5 番、栗山昌之君。

○5 番（栗山昌之）

120 万円で町民のサービスが向上しているというような解釈をしたらいいのかなとは思いますが、それだけの多くの件数が、大体 3 分の 1 ぐらいですか、コンビニでされてるんやったら、これ極端な話、窓口の人員、3 人いてたら 1 人減らすよというぐらいのものになるのと違うのかなと思うんですけども、120 万円の減収やから 120 万円で 1 人削減やったらもっと多いと思うんですけども、そういうような状況でいろいろ考えてほしいなと思うんですけどもどうでしょうか、人員削減って無理なんですか。

○議長（岡 省吾）

住民税務部長、小澤俊彦君。

○住民税務部長（小澤俊彦）

お答えいたします。

窓口での受付であったり、本人確認であったりという事務というのは、確かに減ってはいるんですけども、それだけではなくて、今、システムの利用というか、住民票であったり戸籍であったりというのはネットワークにつながっている状況になっておりまして、1 日でその移動になった分を処理していかないと駄目だということで、時間的な余裕というのがすごく厳しくなっておりますので、窓口の証明発行事務が減ったということで人員を削減していくというのは難しいんじゃないかなと考えております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

5 番、栗山昌之君。

○5 番（栗山昌之）

これちょっと人事絡みになると思うので副町長にお聞きするんですけども、この減った業務で人数を減らすよというような、この業務でどんだけの人数が要りますよ、1 日 1 人やったら 1 万でという格好なんですけども、3 人要るんやったら 3 万で、ずっと要りますよというのであれば 3 人欲しいというのはあるんですけども、そういう積上げの計算というのはされてるのかな。ここ業務は減ったけど、この業務が増えるからというようなそういうんじゃないかと、人員の見直しとかいうような当然のことながらしていかなあかんと思うんですけども、その辺いかがですか。

○議長（岡 省吾）

副町長、井上光生君。

○副町長（井上光生）

栗山議員のおっしゃることはよく分かります。コンビニ交付、3 割強もそこで発行されているわけですから、それはそれなりに効果があることだと思いますし、今の時

代、ニーズに合っていることやと思います。それでどれだけの業務が減ったんかというところではありますが、減った分、このコンビニ交付って物すごく便利なんです。簡単に取れますし、順番を待つことも要らんしということで、取れる人は取り方を動画で見てでもしゅしゅっと取れます。ただ、窓口へ来てくれる方というのは、それなりに説明の要る方というのが、だんだんだんだんその密度が増えてきていると思います。そこに対して手厚く説明したり、何回も繰り返して説明したりしていくのが行政かもしれないので、その辺のこと、栗山議員のおっしゃることというのは重々分かります。しばらく様子を見て、絶対必要な人員配置というのを、適正な人員配置というのを考えさせてください。

○議長（岡 省吾）

5 番、栗山昌之君。

○5 番（栗山昌之）

副町長、それもう今までコンビニ交付って過去からやってるでしょう。それもそうやし、新たな業務が増えてるというのはそれはあるんやけども、引き算違って、この業務やったらどんだけ欲しいよ、言うたら窓口のテラーがどれだけ欲しいよというのを時間計算でいったら、これ交付するのに何分、何分、何分てそれをがさっと合わせてというのではなくて、受付の時間とか説明やったりするという時間が必要やと思うけども、これだけ要りますよという計算でそれだけの人員配置、この業務を増えたさかいにこの業務に対してどれだけ必要よ、それが年間を通じて1人分とか2人分とか2.5人分とかってよくありますやん。2.5人分やったら0.5人分を誰がやるんよ。新たに増えた業務で0.5人分やけども、これ合わせて1人分ですよ。だから3人いてるんですよというような、そういう説明ができるようにそれ人数、町民が分かるようにしてほしいなと思います。だからその辺、きちっと積み上げて、来年の人事異動の提出には十分注目させていただきたいと思いますのでよろしいでしょうか。うんて言うてくれへんな。

それでもう一つなんですけども、今、お話の中で約120万円減りましたよ、それは住民サービスですよというのはいいけども、庁舎内にコンビニの発行機を置くとか、コンビニに来てもらって、そのほかのサンドイッチを売ったりとかそういうようなサービスも含めて入ってもらおうということはできないのかなと思うんですけどいかがですか。部長でも副町長でも。

○議長（岡 省吾）

副町長、井上光生君。

○副町長（井上光生）

コンビニ、入ったら便利やと思います。役所へちょっと用事である人も便利になると思うんです。ただ、その検討すらしていません。機械だけ置くというのは想定したことはあるんですが、結構費用がかさむことでした。それとコンビニ自身をとい

うのは、スペース的なこともありますし、第一、2008年に藤並駅ができたときに、あれを入れようとかかったんですが、しかし、本来テナント料をもらおうと思ってたのに、結局は2,500人程度の乗降客が前を通るだけやったら、逆にこちらから持ち出しせんなんというようなこともありましたんで、まだ正式にそういうような打診を役所へということは話はしていないんですが、ちょっと難しいような気がします。ただ、機械を置いてというのは、また以前も検討したことはあるんですが、また今の時点でどうなのかというのは検討させてください。

○議長（岡 省吾）

5番、栗山昌之君。

○5番（栗山昌之）

副町長、それ全部とは言わんけども、あれコンビニで証明をもらおうと思ったらマイナンバーカードがなかったらあかんのやと思うんやけども、マイナンバーカードを持ってる人は役場まで来て印鑑証明欲しいよと言うたら、そこで100円でいけますよというような状況であれば、それこそ町民に対するサービス向上になると思うんで、そうなるように十分検討して行ってほしいなと思います。

ほかのサンドイッチを売ったりとか簡単なものも売ってもいいと思うんですよ。ここへ来る人もたくさんいてるし、ほかの市町村でも庁内にそういうようにコンビニであるか、いろんな売店であるかは別にして、中へ入れてるところはたくさんあると思うんですよ。有田川町で町民にサービス向上をする、負担にならない、そういうような状況で何かしっかり検討して行ってほしいなと思います。例えば今言ったように、3分の2が窓口でやってると思うんやけども、それもマイナンバーカードを持ったらそこで100円でできますという格好でいけば、窓口業務というのも減ると思いますし、そういうような全体的なイメージをもう一回組み立てて考えていってもらう必要があるんじゃないかなと思います。

コンビニのことばかり言いましたけども、あとATMなんですけども、前に紀陽銀行とJAと共同で置いてあったみたいなんですけどもなくなって、それ今度、本来ならばJAが番やったけども、いろんな都合で提案やってよということの中で紀陽銀行に指定金融機関が決まったということになってるんですけども、それATMって入れてくれるのかな、どうでしょうか。

○議長（岡 省吾）

住民税務部長、小澤俊彦君。

○住民税務部長（小澤俊彦）

お答えします。

ATMの設置につきましては、金融機関がエリア内の利用者数や既存ATMの稼働状況を踏まえて判断しているところでございます。役場庁舎内への設置につきましては、利用時間が開庁時間に限定されることや、設置スペース、維持管理費などの課題

もあることから、現時点では難しいものと考えております。今後、金融機関と情報共有を努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

5 番、栗山昌之君。

○5 番（栗山昌之）

紀陽銀行吉備支店がなくなったんで、紀陽銀行の A T M 1 番地は、マツゲンが紀陽銀行よりも近かったんやけど 1 個しかないというようなことで、ちょっとそこを配慮してよというのは、紀陽銀行に言っていただくとかいうようなことはできないのかなと思いますのでどうでしょうか。

○議長（岡 省吾）

住民税務部長、小澤俊彦君。

○住民税務部長（小澤俊彦）

お答えします。

今後、金融機関と A T M の設置についても協議していきたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

5 番、栗山昌之君。

○5 番（栗山昌之）

納付書の件なんですけども、今、全期納付というのが数年前まであったと思うんですけども、全期というのは 1・2・3・4 期かな、それを一括して納付する、その用紙があったと思うんやけど、今ないようになってると思うんですよ。それで納めに行くときに計算もせんなんし面倒くさいなというのがあつたし、そこでコンビニにそれを持っていったら 4 回分のコンビニ手数料というのを払わんなんようになってるん違うかなとは思うんで、それが 1 回で済んだら大分差があるのと違うかなと。だから全期、全ての期を納入するというような用紙、もう一回復活してほしいと思うんやけどいかがですか。

○議長（岡 省吾）

住民税務部長、小澤俊彦君。

○住民税務部長（小澤俊彦）

お答えいたします。

全期前納納付書につきましては、かつては 1 年分の税額を一括して納付される方の利便性向上を目的として交付しておりました。しかしながら、全期前納納付書と期ごとの期別納付書の両方を使って二重に納付されてしまうという事例が少なくございませんでした。二重納付が発生しますと、納税者の皆様には後日、過誤納付の還付手続書類の御記入など余分な御負担をおかけすることになってしまいます。

また、役場側におきましても、確認作業や還付充当処理といった追加的な事務負担が増えるなど、双方において大きな課題となっておりました。このため納税者の皆様の誤納付を防止し、税務事務の適正化を図るという観点から、令和５年度より全期前納納付書の交付を廃止させているところでございます。一度に納めたいという町民の皆様の利便性や納付機会の拡充は、非常に重要であると認識しております。しかしながら、二重納付のリスク並びにそれに伴う事務負担の増加という課題に加え、今議員おっしゃいましたとおり、手数料の増加等も考慮する必要があります。県内他市町の動向を確認し、全期前納納付書の交付について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

５番、栗山昌之君。

○５番（栗山昌之）

昔、全期納付したら報奨金ってちょっと安くなったというようなのがあったけども、それは各町もうどこともないようになってるのかな。何かそういうようにしたら全期納付というのも増えるやろうし。

それともう一つ、今部長が言われたように、二重に入れてくれるというところがあると思うけど、それどれぐらい件数ありますか。件数、ざっと。

○議長（岡 省吾）

住民税務部長、小澤俊彦君。

○住民税務部長（小澤俊彦）

お答えします。

先ほど言われてたのは、全納報奨金のところになるかなと思いますけども、県内で今、全納報奨金の交付をしているのは有田市だけではないかと思います。

それと過誤の納付分なんですけども、二重に納付されている方というのは大体３０件程度と聞いております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

５番、栗山昌之君。

○５番（栗山昌之）

３０件程度やったら、もうちょっと何とかうまいことできないのかなとは思って、一回しっかり考えてほしいよと思います。自分らの手間だけ違って、コンビニで納付されたときの手数料も減るんやから、そういうようなことで町民のお金もなるべく少なく、使うのはなるべく少なくというような形で考えていってほしいなと思います。

要はお願いですけど、検討していただきたいのは、ＡＴＭとコンビニの発行機、もしくはコンビニをもうそのまま中へ入れてもらうとか、そういうようなことを考えて、全期納付制度、僅かな金額であっても報奨金があったら、そのほうが皆一括して入れ

てくれると思うんで、その辺も併せて検討して、来年に向けて対応を考えていただけたらと思います。この納付書に関してはそれだけですけども、なるべく郵送料も高くなっていることですから、まとめていただくということを十分検討していただきたいと思うんですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、2番目の件なんですけども、2番目の項目が2つあるんですが、再質問するのに要綱のほうを先に再質問して答弁していただくという格好で、議長よろしいですか。

○議長（岡 省吾）

許可します。

○5番（栗山昌之）

町長、よろしいですか。そしたら、そうさせていただきます。

この要綱というのは、災害があったときに国から示された要綱を町で決定して、作業してというような状況になっていると思うんですけども、町の要綱というのは議会承認も要らない状況の中で、国から示されてそのまま要綱に作成されているのかなというようなことも思うんですけども、前回の件があるので、その要綱を本当にぬかりないんかとかいうか、また返してよというようなことが起こらんようにするにはどうしたらいいかとかいうのをしっかり考えていってほしいなというようには思うんですけどもいかがでしょうか。

だから、そのためには今現在残っている要綱というのを改正するとか、そういうようなことを考えて検討していただきたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（岡 省吾）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

お答えいたします。

本事業に係る町の要綱につきましては、平成30年台風21号による甚大な農業被害により、農業経営の安定化に支障を来した農業者に対し支援を緊急的に実施したものでございます。当時、限定した災害被害に対する支援を実施する内容の要綱でございます。先ほど町長の答弁にもございましたが、本件に係る補助事業につきましては、その都度、国から要綱が示されることから、その内容を十分に精査した上で制度の範囲内で必要に応じ要綱の策定、または改正を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

5番、栗山昌之君。

○5番（栗山昌之）

その都度考えていただくのはいいんですけども、内容を検討する能力というのを十分つけてほしいと思うんですよ。前回のがめちゃくちゃ悪かったとかなんとかと言うん

ではなくて、恐らく国の示されたとおりにされていると思うんですけども、国の要綱なり指示があって、町でつくって、町がまずお金を払ったら、その金額に対して国から交付決定、あげますわというのが来るということなんですけども、その後に条件があって、5年間続けてなかったら返してねというのがあって、それはそのとおり5年までずっと見よというわけではないけども、お金をもらえないというような状況というのが、すぐ何か月か後までちゃんと見ていくとか、必ず返還の要件を満たさんようになったらお返ししますという何か覚書をもらうとか、いろいろ手があると思うんですよ。

それが完全かどうかというのは分かりませんが、だからそういうことの中でちゃんと研究していったらいいし、何で要綱改正せよって言うかという、要綱改正は恐らく前回のものに準じてというようになるということは少ないかとは思いますが、同じようなものが来たらどこを見て行って、どこを注意して町の要綱として気をつけないといかんのかというのを十分勉強して行ってほしいと思うんです。だから、そういう意味もあって要綱を改正するという力をつけるために勉強して行ってほしいなと思うんですけど、それいかがですか。

○議長（岡 省吾）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

お答えいたします。

今回の案件を次に抑制するためにも、そういった逆に町民に御負担のならない範囲で、かつ国の制度の範囲内で改正できるところは改正してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

5番、栗山昌之君。

○5番（栗山昌之）

ありがとうございます。

ここでまた副町長に1個、お聞きしたいんですけど、以前に一般質問でも提案やりましたけども、法制専門員で置きません、こういうように詳しい人。それぞれに置くというんじゃなくて、総務でもどこでもいいですけども、文章とかこれ必要やでとか。

前にも質問でいろいろさせてもらったけども、県の文書事務の手引きというのがあって、どんなことが書いてあるかというのは今の町長もよく御存じやと思うんですけども、そういうようなところを十分精査してチェックできるような人間、法的に詳しい、これはこうこうでいけるというような人間を設置するというのはどうでしょうか。

○議長（岡 省吾）

副町長、井上光生君。

○副町長（井上光生）

今のところそういう専門的なことになると、うち、法律事務所と顧問弁護士契約をしてございます。そういうことというのは、何にいろんな専門、同じ法制専門員といえども専門性が高いわけです。なので、法律事務所は複数の弁護士先生がいてますので、その専門分野に沿った質問をその弁護士先生にするというような形で今います。法制専門員を置いてる自治体というのは、和歌山県では多分和歌山市ぐらいしかないのかなと思います。行く行くは考えていきたいところではあるんですが、予算の都合上、今のところは計画はございません。

○議長（岡 省吾）

5 番、栗山昌之君。

○5 番（栗山昌之）

弁護士、顧問契約やってると言うけども、今回のこの補助金と言うていいのかどうか分からんけども、3, 500 万円が国から来なくて、町の血税から払ったのを返してもらってないという状況、これに対して一番ベストの方法やったというように考えられますか。弁護士さんに聞いて対応してもらった内容、もっとほかにいろいろあったと違うかなとそう思うんですよ。だから、弁護士さんがいてるから、顧問弁護士さんがいてるからと言うより、どうやんのやろうな、自分らでそれだけの力をつけていくということが必要やと思うし、顧問弁護士さんと言うてもベストやと思わないので、今の顧問弁護士さんがいいか悪いかというのは言いませんけども、どうやろうな、いろいろ考えていく必要があると違うかなとは思って、だから法制専門員、そこで一旦もんで、それでどうよというて弁護士さんと渡り合えるぐらいの力のある人をつけといてもいいん違うかなというのは思うんですけども、そうしたら決裁途上でもいろいろこんな書いてないで、これ書けよとか、そういうようなことを言ったりとかもできるやろうし、以前に公印の判こがもう押されてあったとかいうようなことのないように、チェックをかけていただけないかというようにあると思うんでどうやろかなと思うんですけど、再度お答えいただきたいと思います。

○議長（岡 省吾）

副町長、井上光生君。

○副町長（井上光生）

行く行くは考えさせてください。ただ、今のところ予算の都合もありますし、当面は法制専門員を置く予定は今のところございません。

○議長（岡 省吾）

5 番、栗山昌之君。

○5 番（栗山昌之）

やっぱりそういうとこ、町をいいようにするために、例えば1人置くためにどれだけ要るかというようなことを考えたり、いろいろそういう財政的な話も当然あるとは

思いますけども、ただ単に1人ぼこっと入れるというのではなくて、先ほどテラーというのは窓口業務なんですけども、それもどのような格好でどれだけ必要ですかというようなことを積算してやっていく中で、1人余ったよというようなことであれば、そういうのを継ぎ足していくとか、各部門全部チェックして見直していくというようなことを含めて、その中で人一人分出していくということは十分可能かと思うんで、考えていただきたいと思います。

私ら県にいてるときに、えげつないことがありました。これはもう余談ですけども、今まで4人で仕事をしていた班があって、人員削減であんたところ3人にするでって言うて、仕事の量は変わらずそのまま、それで言われたことは、これから少数精鋭やなと。何が少数精鋭ですか。今まで4人でやってたところを1人取られて、それで3人になったから精鋭になるわけではないんですけども、そういうことまでせえとは思いませんけど、なるべく適材適所に必要な人材を派遣して配置していただきたいと思いますので、その辺十分よろしく願いいたします。今後、検討を十分していただきたいと思います。

それで、順番が入れ替わってになりましたけども、最終、町民の血税から約3,500万円の補助金が出されて、国費が入ってこなくて、これで町民の血税から出てるというようになっています。国費が入らないというのはルール上、仕方がないとは思いますが、その血税の返還というのは一体どうするのやろ。今、ユーチューブで見たら、元金だけで千何年かかりますよというようなことを言われてます。それを一体どうないけりつけるの。このまいうやむやにずっと続けていって、それで置いとくというような格好に考えているんですか。その辺もう一度町長、すみませんが。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

本件におきましては、補助金の返済義務を負っているのは養鶏組合でございまして、町が返還を受けるべき債務者の立場でございまして、それで町といたしましては、これまで返還請求を継続して行っておりまして、現在も債権回収を継続しているところでございまして、決して本件を放置しているというものではないんですけれども、回収を断念するものでもございせん。

一方で、債権回収を法令の基づいて行う必要があります、回収可能な財産が存在しなければ、行政が任意に財産を取り上げたり、直ちに金額を回収したりできるものでもございせん。

また、相手方は事実上の経営破綻状態にありまして、財産についても既に差押え等が行われている状況でもあることから、回収は厳しい状況でございまして、しかしながら、町といたしましては引き続き粘り強く債権回収に努めてまいりたいと思います。

○議長（岡 省吾）

5 番、栗山昌之君。

○5 番（栗山昌之）

引き続き債権回収を頑張っていただくんですけど、1000年かけて回収していく予定ですか。抜本的に何か対策というのはないんですかというのが1つ。

過去の資料を見ました。令和2年の6月ですか、議会で最終、当時、中山町長がお答えしていただいているんですけど、これ抜粋になるからそれだけ言ってどうかというように思うところもあるんですけども、議事録に出てますので、その中で町長が中山町長です。「最終決裁したのは僕ですから、責任がないとは思っていません」ということで答えていただいているんですよ。責任がないとは思っていませんということは、どういうように責任を取っていただいたんかなというのがあるんやけども、それ1回、何かお答えいただけたら。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

その際に答弁しております趣旨は、行政執行の責任者としての責任を述べたものであるものと認識しているところです。本件は国の制度に基づき適正な手続を経て執行された事業でありまして、当時、補助事業者は復旧工事を完了し、事業を展開しておりました。その後の経営破綻につきましては、関連事業者の契約下に起因するものであり、当時これを要件にすることは極めて困難であったものと認識してございます。

今後とも町は返還を受けるべき債権者の立場でもありますし、町長としての責任は、先ほども申し上げましたけれども、債権回収に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（岡 省吾）

5 番、栗山昌之君。

○5 番（栗山昌之）

いいですけども、具体的に町民の血税をどない回収してくれるんよというようなことやと思うんですけども、それ具体的にこない考えてるとか、こないせなあかんとか、弁護士さんが差押えがどうかこうとかというような話もありましたけども、それ町長は今どない思ってるか、一回お答えいただきたいんですけど。このままやったら1000年ずっと町民の税金を、負債を抱えたまま何も変わらないというようになると思うんで、その辺具体的な策があればお願いします。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

当時から弁護士さんにも相談させていただきながら対応を図ってきたところなんで

すけれども、財産等からの処分とかいろいろあったかと思うんですが、それが先ほど申し上げましたように、なかなかそれができるような財産状況でもなかったところでもありまして、やはり今はこの交渉の話をして、債権を回収していくことが対応になってこようかと思っています。

○議長（岡 省吾）

5 番、栗山昌之君。

○5 番（栗山昌之）

ちょっとそれ、言っていただくのは、まあまあお答えいただくのはそれしか言えないのかなというような気もせんではないんやけども、そんなん言うたら悪いけど約3,500万円、利息が2,500万円も増えているんでしょう。それをそんな今までと同じような状況で何とか回収するように努力しますというような段階で、町民は納得しないと思うんですよ。それだけのお金が使われているという意識のほうが高いから。実際、町民の税金を補助金に使ってというような形で、これ国費が入ってこなんだというのは、それ細かいところを言いますと何て言うんですかね、立替え払いしたという人もいてるんですけど、そうではないというのは分かるけども、それを何とかする方法というのがないんならば、今のところ出てきてないんなら、町民に説明会を1回、今こんな格好でそんなんやってるんやけども、今こういう状況ですという説明会を開いてもらうというわけにはいきませんか。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

本件につきましては、これまでも議会における一般質問等におきまして、その経過や対応状況について説明を行ってきたところでございます。この議会は公の議論の場でもありますし、本件につきましても公開の場で質疑応答が行われ、この内容は会議録等により確認することが可能でございますので、住民説明会の開催は考えているところではございません。

○議長（岡 省吾）

5 番、栗山昌之君。

○5 番（栗山昌之）

町長、言うたら悪いけど、おっしゃるのは分からんことはないんやけど、こんなことを言うて非常に失礼やけども、町長の町民に対する態度というんですかね、そういう格好でやりますというのは、そういう状況やのかというのは私は非常に残念に思います。みんなは分かってない、どんなになってるのよっていうようなことを分かってない町民というのは大多数やと思います。返してもらったらいいいん違うと思ってる人が多いと思うんですよ。だからそういう人らに説明すべきもんやと私は思うので、それはもう非常に残念やと思いますので、今後また説明する機会があるというのであれ

ば開催していただきたいと思います。これはもう要望です。

以上で質問を終わります。

○議長（岡 省吾）

以上で、栗山昌之君の一般質問を終わります。

……………通告順 8 番 3 番（佐曾永和）……………

○議長（岡 省吾）

続いて、3 番、佐曾永和君の一般質問を許可いたします。

佐曾永和君の質問は、一問一答形式であります。

3 番、佐曾永和君。

○3 番（佐曾永和）

ただいま議長から発言の許可を得ましたので、これより通告に従いまして、3 番、佐曾、一般質問させていただきます。

その前に、3 月の議会において私のほうから清水消防署の配置人員の増員をお願いした件につきましては、早速 4 月の人事異動により日勤者 1 名を増員していただき、町民も安堵し、私からも町長並びに執行部に対し御礼を申し上げますが、この人員配置数は平成 26 年度の人員配置数に戻ただけで、現在の変化している消防業務に対応できる人数とは言えないと思いますので、今後、十分検討していただきたい。この件については答弁は結構です。

質問に入ります。

これも 3 月議会の質問でお尋ねした清水消防署の新築移転問題の進捗状況を、町長、消防長にお尋ねします。

2 つ目は、有田川町消防本部の条例定員数についてお聞きします。

条例定員数 71 名と定めて以降、長く改正されていませんが、当町消防本部の業務形態を鑑みたとき、複雑多様化する災害の対処に加え、緊急援助隊の要請に対する国からの拠点機能形成車の配備による派遣要員の動員、職員の知識技術の向上のための研修、育児休暇等による長期休暇の補充要員、特別休暇の取得等で条例定員数 71 名は少ないと考えるが、町長、消防長のお考えをお聞かせください。

次に 3 つ目の質問は、使用不能となったモバイルバッテリーの回収の取組についてお聞きします。

モバイルバッテリー、リチウムバッテリーとも言いますが、バッテリーの使用は私たちの日常生活においても大変普及している現在において、使用不能となったモバイルバッテリーも多くなっていると推測されますが、安易に処分することには大変危険であり、全国的にもバッテリーが原因と考えられる火災や出火事案が多発している昨今において、当町では不要バッテリーの回収の取組をどのように行っているのか、町長、お聞かせください。

また、消防長にお聞きします。当町においてモバイルバッテリーが原因、または断

定は難しいが可能性のある出火事案は今まで発生していませんか、お聞きします。

質問４つ目は、養鶏組合の債権回収について。

全員協議会でも問いましたが、返済金額は一般常識を逸脱しており、３月議会での栗山議員の質問の回答では金利がつくとのことであり、元金が増加するばかりで債務者が永遠に返済義務を負うことになり、解決しているとは言えない。町長及び執行部はどのように考えているのかお聞きします。

以上で、壇上での私の質問を終わります。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

佐曾議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、１点目の清水消防署の新築移転の進捗状況についてでございますが、清水消防署につきましては、今年度で建築後４０年を迎え、施設の老朽化が進んでいること、また多様な人材の活躍に向けた施設面の対応が課題であると認識しております。大規模災害時における防災拠点の機能強化はもとより、職員の職場環境改善や多様な人材が活躍できる施設づくりを進める必要があります。事業の着手に向け、まずは庁内で協議を進めてまいります。なお、現在の具体的な進捗状況につきましては、消防長から説明をさせます。

続いて、２点目の条例定員７１名は、現在の状況では少なくないかについてでございますが、近年、災害が激甚化・複雑化する中、緊急消防援助隊の拠点機能形成車の運用をはじめ消防本部の役割が拡大していることは十分に認識しております。町民の皆様の安全安心を守る体制を維持しながら、職員の研修受講やワークライフバランスを両立させることは、町としても重要な課題です。

条例定数の引上げには、将来的な財政負担や人口推移を見極める必要がありますが、労働環境の改善を踏まえますと、今後の重要な検討課題であると考えております。まずは現在の組織の効率化を徹底し、最適な人員配置について多角的な視点から検討を重ねてまいります。業務実態に即した具体的な現状と今後の取組につきましては、消防長より詳細を説明させます。

続いて、３点目の使用不能となったモバイルバッテリーの回収についてでございますが、モバイルバッテリーなどのリチウムイオン電池は衝撃や圧力で発熱・発火する危険があるため、町では現在、吉備庁舎環境衛生課、金屋庁舎やすらぎ福祉課、清水行政局建設環境室、プラスチック収集場にて手渡し回収を行っています。今後に向けて、住民の利便性向上のため、旧村単位での公共施設への回収ボックスの設置を検討しております。設置に当たっては、リチウムイオン電池の発火リスクを踏まえ、回収・保管時の安全対策を十分に講じた上で、回収ボックスの設置に取り組んでまいります。

続いて、4点目の有田養鶏農業協同組合債権回収についてでございますが、先ほど答弁もさせていただきましたように、現在の返済状況は十分であるとは認識しており、町といたしましても回収に向けて継続的に取り組む責務があるものと認識しております。本件は、養鶏組合の経営継続が困難となったことにより、結果として国庫補助金の交付対象外となったものであり、町といたしましても本来受けるべき補助金を受けることができず、財政的な負担を負うこととなりました。このため、町も被害を被った立場として、当該債権の返還を強く求めているところでございます。

これまでも債務者に対して返済額の増額を求めるとともに、弁護士と協議しながら回収方策を検討してまいりましたが、債権回収に当たっては、相手方の資力や財産状況、法的措置に要する費用対効果等を総合的に勘案する必要がございます。町といたしましては、今後も弁護士の助言を受けながら、返還請求を継続し、返還金の回収に向けて粘り強く取り組んでまいります。

○議長（岡 省吾）

消防長、宮本康之君。

○消防長（宮本康之）

佐曾議員の質問に町長が答えまして、その詳細を説明させていただきます。

まずは清水消防署の新築移転の進捗状況ということでございますが、現在の状況と今後の進め方について説明申し上げます。

現在の進捗状況といたしましては、具体的な移転先や基本計画の策定には至っておりませんが、現時点で目に見える形で進捗はお示しできない状況でございます。しかしながら、仮眠室の個室化や女性職員の働きやすい環境をはじめとする職場環境づくりなど、解決すべき課題は認識しております。今後は、移転・新築に向けた具体的な検討に着手し、実質的な準備を進めてまいります。

2点目の条例定数71名の件です。

消防本部における現在の業務実態と人員配置の課題について詳細を御説明申し上げます。佐曾議員御指摘のとおり、現在の消防行政は複雑・多様化する各種災害への対応に加え、国から配置された拠点機能形成車の運用に伴う緊急消防援助隊への派遣要請、さらには職員の高度な知識・技能向上のための研修派遣など、業務量が増加しております。

また、長期休暇取得時の人員補充や特別休暇をはじめとする適切な休暇取得など、職員の労働環境とワークライフバランスの確保も課題となっています。これらを踏まえ、まず現在の人的資源を最大限に有効活用し、組織の効率的な運用を徹底することが先決であると考えております。今後の災害リスクの動向や日々の業務実態を厳格に注視しつつ、機動的かつ最適な人員体制を確保できるよう研究を進めてまいります。

3点目といたしまして、モバイルバッテリーの火災は町内で起こっているかとの御質問ですが、モバイルバッテリーに関する火災は、現在のところ有田川町において、

それが原因と特定された火災はこれまでありません。しかし、全国的にモバイルバッテリーの火災が増加傾向であるということは認識しております。そういったことを踏まえて、モバイルバッテリーの危険性の周知や安全な廃棄方法など、関係部局と連携を強化し、火災予防に努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（岡 省吾）

3 番、佐曾永和君

○3 番（佐曾永和）

再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁において、清水消防署の新築移転について回答いただきました。防災拠点の機能強化も含めると、住民にとっても力強い回答をいただき感謝いたします。進捗状況については、これから取り組むということで、新年度に入りまだ2か月ですのでそうかと思いますが、この問題は次回も質問します。

次に、条例定員の定数増加についてですが、町長より前向きな回答に感謝するとともに、定数改正に向け関係部署との協議を重ねていただくようお願い申し上げます。

消防長にお伺いします。現在、消防本部の実員数は、消防学校に入校している2名を加え67名と聞いているが間違いありませんか。

○議長（岡 省吾）

消防長、宮本康之君。

○消防長（宮本康之）

67名で間違いありません。

以上です。

○議長（岡 省吾）

3 番、佐曾永和君。

○3 番（佐曾永和）

答弁ありがとうございます。

聞くところによると、今時期に行われる救助技術大会で県大会を突破し、団体種目で1チームが7月に開催される東近畿大会に出場されるとのことですね、消防長。

○議長（岡 省吾）

消防長、宮本康之君。

○消防長（宮本康之）

佐曾議員の再質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、消防救助技術大会というのは、例年和歌山大会というのは5月もしくは6月に開催されておまして、先日、1チーム4名が優勝しまして、来月行われる東近畿大会へ出場します。

以上です。

○議長（岡 省吾）

3 番、佐曾永和君。

○3 番（佐曾永和）

これは大変名誉なことで、選手たちは日頃の体力錬成により強靱な体力をつくることはもちろんですが、この大会に出場する選手たちだけで手にした功績ではなく、他の職員の絶大な協力が得られたからこそ出場できた証だと思います。

そうした協力の中で、今の時期に取得する夏季休暇は、職員が希望どおりの取得ができていく状況であるか、消防長にお伺いします。

○議長（岡 省吾）

消防長、宮本康之君。

○消防長（宮本康之）

佐曾議員の再質問にお答えさせていただきます。

条例定数は71名、実員は67名でありまして、4名減の状態であります。しかしながら、佐曾議員御指摘の懸念事項、現在のところ初動体制であったり現場活動については、支障は生じておりません。しかしながら、将来にわたり議員御指摘の懸念が生じないように、持続可能な体制をつくっていくことは大変重要な課題であるということとは認識しております。まずは、会計年度任用職員や定年延長職員などの力を借りながら、現在の体制をしっかりと維持しつつ、将来の在り方についても慎重に注視を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岡 省吾）

3 番、佐曾永和君。

○3 番（佐曾永和）

今、消防長から回答をいただきありがとうございます。消防長の回答により大変職員の方々がいろいろ考え、苦勞しながら業務を遂行してくれているのが現在だと思います。こういったことを踏まえ、定員数71名に到達するのが緊急の課題と考えるが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

今、消防長のほうから答弁させていただいたとおりでありまして、当面はこの運用の工夫をさせていただきながら、今後その状況を踏まえた中で検討してまいりたいなと思ってございます。

○議長（岡 省吾）

3 番、佐曾永和君。

○3 番（佐曾永和）

答弁ありがとうございます。

次に、使用不能となったモバイルバッテリーの回収について再質問です。

先ほどの町長の答弁において、回収場所を旧村単位に増やすとの答弁でありましたが、回収場所を増やすことは大変いいことだと思いますが、それでも当町の地形、山間部も多く高齢者も多い中、旧村単位ではまだまだハードルが高いように感じるが、建設環境部長、御意見をお聞かせください。

○議長（岡 省吾）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

佐曾議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほどの町長の答弁にもありましたが、今現在、安全対策を十分に考慮しながら、旧村単位での回収ボックス設置に向け、検討を進めております。まずは、それを実現したいと考えております。その後、その結果を踏まえながら、住民の皆様の御意見や御要望を伺い、必要に応じて回収場所や回収方法の拡充について取り組んでまいります。

以上です。

○議長（岡 省吾）

3 番、佐曾永和君。

○3 番（佐曾永和）

答弁ありがとうございます。

この件について、私自身も近隣の市町を調査した結果、やはりどことも手渡しによる回収とのことでありました。ただ回収ボックスについては、鉄製のオイル缶で私も見せていただきました。これだと安価で済み、地区ごとに配置し、今時期に各地区で行われている粗大ごみ回収日に回収すれば、地区区長をはじめ役員の方々もおり、手渡しとの条件も満たし、町民のハードルもかなり低くなると考えるが、町長、御意見いかがですか。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

いろいろと御提案ありがとうございます。いろいろと皆さん方の御意見をお伺いしながら対応させていただきたいなと思っております。

○議長（岡 省吾）

3 番、佐曾永和君。

○3 番（佐曾永和）

最後に、養鶏組合の債権回収についてなんですけども、私も勉強不足で支援者の方とか町民の方にどないなってるのよってちょくちょく聞かれて、それで3月の議会と、

また専門部長のほうにも問い合わせさせて説明を受けてるんですけども、なかなか町民の方に伝わらなくて、こんな感じなんでもう一度質問させていただこうかなと思っています。

栗山議員も質問した件と重複することになりますが、町長にお聞きします。債務者の事故等により回収が不可能になった場合、どう対処するのですか。

○議長（岡 省吾）

暫時休憩します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 15時44分

再開 15時44分

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（岡 省吾）

再開いたします。

3番、佐曾永和君。

○3番（佐曾永和）

今、議員のほうから指摘があった、債権者じゃなしに債務者です。これ変更していただきたいと思います。すみません。

○議長（岡 省吾）

ただいまの意見、訂正させていただきます。どうぞ続けてください。

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

町といたしましては、現在、債権の適正な回収に努めているところではあるんですけども、今、議員御指摘いただきましたような場合になりましたら、その状況の変化が生じた場合、また弁護士さんの助言をいただきながら対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（岡 省吾）

3番、佐曾永和君。

○3番（佐曾永和）

今、町長の答弁をいただいたんですけども、それとよく似たことなんですけども、町民に対してちゃんとした説明をできない私も責任があるんですけど、万が一、町民のほうから町長に対し、また議会に対し質問状等が出された場合はどう対処されますか。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

提出された場合には見させていただきまして、丁寧に対応させていただきたいなと

思っています。

○議長（岡 省吾）

3 番、佐曾永和君。

○3 番（佐曾永和）

答弁ありがとうございます。この件に際して、多くの町民から問合せが、私だけでなく他の議員にも寄せられている状況です。それは町民の大切な税金を使用していることによるものだということを、町長、執行部は真摯に受け止めて対処いただくようお願い申し上げて、私の再質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（岡 省吾）

以上で、佐曾永和君の一般質問を終わります。

皆さんにお諮りいたします。

質問者があと 1 名ございます。このまま会議を続けさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「続行」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

それでは、このまま続けさせていただきます。

……………通告順 9 番 1 番（神山裕介）……………

○議長（岡 省吾）

続いて、1 番、神山裕介君の一般質問を許可いたします。

神山裕介君の質問は、一問一答形式であります。

1 番、神山裕介君。

○1 番（神山裕介）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

有田川町議会議員の神山裕介でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、あらかじめ通告いたしました 2 件についてお伺いいたします。それでは、1 件目から順にお伺いしてまいります。

1 件目は、世界農業遺産の継承に向けた再生困難な荒廃農地の再生と担い手の継承についてお伺いいたします。

昨年 8 月、有田川町を含む有田・下津地域の石積み階段園みかんシステムが、国連食糧農業機関（FAO）により世界農業遺産に認定されました。有田みかんの歴史をたどりますと、今からおよそ 400 年以上前、先人がほかの地方からミカンの苗を持ち帰り、接ぎ木の技術によって地域一帯へと広げていったことが産地の礎であったと伝えられております。先人が一つ一つ石を積み上げて築いた階段園の上で、世代から世代へと木を接ぎ、産地の命をつないできた、その営みそのものが世界に認められたものであり大変誇らしく思っております。

私は前回の 3 月の定例会におきまして、世界農業遺産の認定を踏まえた農地の維持

について質問をさせていただきました。その際、町長からこの認定はゴールではなく新たな挑戦の始まりとの御決意をいただき、また担当部長から耕作放棄地、正式には遊休農地でございますが、の解消に向けた各種支援策を御説明いただきました。本日はその答弁を踏まえ、新たな挑戦の中身をもう一步具体的にお伺いしてまいりたいと思います。

前回、担当部長から本町の遊休農地は136ヘクタール、令和2年度の70ヘクタールから僅か数年ではほぼ倍増し、特に金屋・清水地区で増加が顕著であるとの御答弁をいただきました。私が気がかりにしておりますのは、その面積に加えてその中身の変化でございます。同じ荒れた畑でも放棄されて1年程度であれば、草を刈り、機械を入れて植え直せば、また作れる状態に戻すことができます。こうした畑は、現行のリフォーム支援などで対応が可能です。しかし、これが2年、3年、5年と放置されますと状況は一変いたします。石垣が崩れ、竹や雑木が根を張り、もはや個々の農家がくわや草刈機で何とかできる範囲を超え、重機を入れた土木工事と言ってよいレベルになってしまいます。この点につきましては、前回の答弁で担当部長御自身もリフォーム支援について、重機の使用等が想定される中、十分な支援額であるとは考えていないとお認めくださっております。つまり現行制度で救える畑と現行制度では救えない畑とがある、この課題認識は既に当局と私とで共有できているものと受け止めております。

世界農業遺産の認定は、産地の価値が世界に認められた誇りであると同時に、これを将来にわたって守り継いでいく責務を私たちに課したものと考えます。であればこそ、個人の力では戻せなくなった荒廃農地にこそ行政が一步前に出て、手を差し伸べる必要があるのではないか、これが本日の問題意識でございます。こうした現状を踏まえまして、以下2点についてお伺いいたします。

まず1点目、再生が困難になった荒廃農地の再生に向けた取組についてです。前回御答弁いただいた支援制度のその後も含め、土木工事レベルの荒廃農地に対する本町の取組と今後の方針をお聞かせください。

続いて2点目、再生した農地を担い手へ確実に引き継ぐ仕組みについてです。前回、農地中間管理機構を活用した基盤整備について、3つの課題をお示しいただきましたが、その課題を乗り越えていくための仕組みについて、本町の考えをお伺いいたします。

次に、2件目の一般質問の中学校部活動の地域展開を見据えた広域連携による地域クラブ活動の環境整備についてお伺いいたします。

近年、少子化による生徒数の減少や教員の働き方改革を背景として、国は中学校の部活動を学校単位の活動から地域全体で支える地域クラブ活動へと展開していく方針を進めております。既に国は令和5年度から令和7年度までを改革推進期間として準備を進め、昨年、令和7年12月にはスポーツ庁と文化庁が協働で新たな総合的なガ

イドラインを策定いたしました。そして今年度、令和8年度から令和13年度までの6年間で改革実行期間と位置づけられ、令和13年度までに休日の部活動の地域展開を原則として全ての学校で実現することが目指されていると承知しております。この取組は、スポーツ庁と文化庁が協働で進めていることから分かりますように、運動部だけでなく吹奏楽や美術といった文化部も含めた部活動全体が対象でございます。本日の質問も運動部、文化部の双方を念頭に置いてお伺いするものでございます。

私がこの問題を取り上げますのは、本町がこれまで力を注いでこられた子育て施策との関わりからでございます。本町は子育て世代に選ばれるまちづくりを進められ、昨年、令和6年にはいわゆる消滅可能性自治体のリスクから脱却するなど、人口減少に一定の歯止めをかけつつあると伺っております。特に藤並地区、吉備地区など町の中心部では、子育て世代の転入も見られると聞いております。これは長年の御努力で築いてこられた町の大きな財産だと思います。

ただ、その財産をこれからどう生かしていくのかという点で1つ気がかりがございます。せっかく子育て世代に選んでいただいても、その子供たちが中学校に上ったときに、やりたい部活の受皿が町内にないとしたらどうなるのでしょうか。専門的な指導を求める御家庭は、子供を和歌山市や、場合によっては大阪方面まで通わせることになり、保護者にも子供にも大きな負担がかかります。地域でスポーツ・文化芸術の活動を続けられる環境があるかどうかは、子育て世代にとって町の魅力を左右する一つの要素にもなり得ると考えます。子供たちが集まり始めるこの町で、その芽を大切に育てていきたい、そうした思いでございます。

そして、この課題への答えは、必ずしも新しい施設を次々と建てることではないと考えます。有田圏域全体を見渡せば、各地の施設はおおむね一通りそろっております。各分野の指導者も地域のあちらこちらにいらっしゃいます。言わば部品はそろっているのに、それを束ねて生かす仕組みがまだないというのが今の状態ではないでしょうか。それであれば、まず取り組むべきは新たな箱物ではなく、広域で連携する仕組みづくりだと考えます。こうした問題意識から以下2点についてお伺いいたします。

まず1点目、部活動の地域展開に対する本町の現状認識と備えについてです。国の改革が進む中、本町の現在の取組状況と今後の方針をお聞かせください。

続いて2点目、広域連携による受皿づくりと、それを支える移動手段の確保についてです。新たな施設に頼らず、有田圏域の連携によって地域クラブ活動の受皿を整えていく仕組みについて、本町のお考えをお伺いいたします。

以上2点について、町長及び担当部長からお聞かせいただき、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

神山議員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の世界農業遺産の継承に向けた荒廃農地の再生についてでございますが、議員御指摘のとおり、遊休農地は放置期間が長くなるほど再生に要する労力や経費が増大し、雑木の繁茂や石垣の崩落などにより、個々の農業者のみでの対応が困難となる場合がございます。

本町が実施しております遊休農地リフォーム支援事業は、県の和歌山県版農地再生活用支援事業を補完する町独自の支援制度であり、比較的軽微な農地再生を支援するものでございます。一方で、重機を必要とするような荒廃農地の再生につきましては、まず県事業の活用を基本としております。また、県事業においては、農地再生だけでなく石積みの修復に対する支援制度も設けられております。町といたしましては、こうした県事業がより活用しやすい制度となるよう、これまでも予算枠の確保や制度の拡充について要望してまいりましたが、今後も引き続き県に対して働きかけを行ってまいります。

次に、2つ目の再生した農地を担い手へ確実に引き継ぐ仕組みについてでございます。

前回の議会でも申し上げましたとおり、農地中間管理機構関連農地整備事業は、担い手への農地集積と基盤整備を一体的に進めることができる有効な手法の一つであると認識しております。しかしながら、本事業の活用には区域内の地権者の合意形成、整備後の農地を引き受ける担い手の確保、さらには県や町による財政負担など、解決すべき課題があることも前回申し上げたとおりでございます。その上で、仮に今後こうした課題の解決を目指していく場合には、例えば、地域計画の策定・見直しを通じて農地利用の将来像を共有することや、農地中間管理機構、J A、生産者団体等と連携しながら、担い手の確保・育成を進めることなどが考えられます。

また、新規就農者や若手農業者に対する技術習得支援や経営支援を継続し、農地の受け手となる人材の育成を図ることも重要であると考えております。町といたしましては、今後も先進事例の調査研究を行うとともに、実施主体であります県や関係機関、生産者の皆様と連携しながら、地域農業の実情に即した最適な手法について検討を進めてまいります。

2点目の中学校部活動の地域移行を見据えた地域スポーツ環境の整備についてでございますが、教育長に答弁させたいと思います。

○議長（岡 省吾）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

神山議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の本町の部活動地域展開につきましては、令和6年度より部活動地域展開検討協議会並びに学校部活動担当者会議を開催し、今後の方針を検討していると

ころでございます。また、あわせて町内児童生徒・保護者へ部活動に関するアンケート調査を実施しました。

運動部につきましては、令和7年度から国の補助事業を活用して部活動指導員を配置し、日常の指導や大会等への引率を行っております。また、令和8年度からは国の地域展開実証事業を活用し、地域への展開を開始していくところでございます。一方、文化部につきましては、令和7年度から実証事業として地域展開に取り組んでおり、令和8年度からは公民館と連携した活動についても実施を予定しているところでございます。

今後の方針といたしましては、学校と教育委員会が連携しながら、可能な部活動から休日の地域展開を進めていき、令和13年度までに全ての部活動について、休日の地域展開を目指しているところでございます。

次に、2点目の有田圏域の連携につきましては、有田地方教育長会及び指導主事会において協議をしているところでございますが、まだまだ課題が多いというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

1番、神山裕介君。

○1番（神山裕介）

ありがとうございます。それでは、具体的にお伺いしてまいります。

前回、遊休農地リフォーム支援事業について、重機の使用が想定される中で、十分な支援額であるとは考えていないとお答えくださった上で、県事業の和歌山県版農地再生活用支援事業について、希望者が増えていることから、予算枠の拡充や要件の緩和を今後も要望していきたいと御答弁いただきました。

そこでお伺いします。この県への要望は、その後どのように進められておりますでしょうか。相手のある話でとても難しいところも多いかと思いますが、現時点での状況をお聞かせください。あわせて、県事業の拡充を待つだけでなく、土木工事レベルの再生が必要な畑に対して、町独自に支援額を上乗せする、あるいは別枠の補助を設けるといったお考えの余地はないでしょうか。世界農業遺産の認定を受けた今であれば、保全の責務を負った産地として、県に対しても一歩踏み込んで求めていける環境にあると考えますがいかがでしょうか。

○議長（岡 省吾）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

まず、県への要望の状況についてでございます。

前回、議会において申し上げましたとおり、県事業につきましては、近年、活用要望者が増加していることから、本町といたしましても、予算枠の拡充や制度の充実に

向けて、機会を捉えて県へ要望を行っております。前回の議会からまだ期間も経過していないことから、現時点において県予算や制度内容に大きな変更が生じている状況ではないと思われますけども、引き続き現場の実情や要望を県に伝えながら、予算の確保や制度の充実につながるよう働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、町独自の支援制度の拡充についてですけども、長時間放置された農地の中には、重機を必要とする再生も一部ございます。こうした農地の再生には多額の事業費を要することから、町単独で大規模な再生事業や大幅な補助上乗せ制度を創設した場合、限られた財源の中、他の農業振興施策への影響も十分考慮する必要がございます。このため町としましては、まずは県の既存制度を活用することを基本としながら、その充実に向けた要望を継続してまいります。その上で、世界農業遺産の認定を受け、今後の制度動向や地域の先進事例も注視しながら、農業遺産保全に資する関連事業の新設や拡充を国や県に働きかけるとともに、本町にとって有効かつ持続的可能な支援の在り方について研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

1 番、神山裕介君。

○1 番（神山裕介）

ありがとうございます。

前回、より大規模な基盤修復の手法として、農地中間管理機構関連農地整備事業を御紹介いただきました。農家負担ゼロで基盤整備ができ、担い手への農地集約と一体的に進められる有効な手法である一方で、1 目、債権者全員の同意、2 目、引き受ける担い手の明確化、3 目、財政負担という3つの課題があり、まずはJA等と連携し、適地があれば県に提案していきたいとのことでございました。その後、JA等との連携や適地の検討に何か動きがございましたら、併せてお聞かせください。

その上で、本日特にお伺いしたいのは次の点でございます。この中間管理機構の事業は、中山間地域で5ヘクタール以上の団地が要件と伺っております。本町の石積み階段園は、その名のとおり小規模な階段状の畑が分散しているのが特徴であり、これを5ヘクタールの団地としてまとめることは平場に比べて非常に難しい面があるのではないかと思います。そうしますと、土木工事レベルだけれども小規模で分散している畑、言わば大規模な国庫事業と間もない畑向けのリフォーム支援のちょうど間に当たる畑が制度の谷間になってしまうのではないかと考えます。こうした小規模な畑でも動かせる工夫、例えば園内移動の整備を行う機会に合わせて、隣接する荒廃農地を一体的に再生していくといった進め方について御検討の余地はないでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（岡 省吾）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

お答えいたします。

まず、農地中間管理機構関連農地整備事業につきましては、現在、県をはじめとする関連機関と情報共有を図りながら、事業化の可能性がある地域や要件等について協議を進めております。一方で、本事業は一定規模以上の受益地の確保や農地集積が必要となることから、事業要件を満たす区域の設定には課題も多く、引き続き検討してまいります。

また、園内道整備と周辺荒廃農地の再生を一体的に進める手法につきましては、農地保全や営農環境の向上に資する有効な視点であると認識しております。今後、農地再生と他事業との統合等について、課題の整理や制度の活用可能性を検証しながら、本町の実情に即したより効果的かつ効率的な農地保全の手法について研究してまいります。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

1 番、神山裕介君。

○1 番（神山裕介）

ありがとうございます。

ここからは、前回お示しいただいた3つの課題をどう乗り越えていけるかという観点でお伺いしてまいります。

まず、3点目にお挙げいただいた財政の課題、すなわち農家負担ゼロを実現する際に、国庫補助以外の残りの事業費を県や市町村が負担することになるという点でございます。これが大きなハードルであることは私も理解しているつもりです。ほかの事例を調べてみますと、例えば九州の一部では、国の補助に加えて県と市がそれぞれ独自に上乗せをし、農家の負担をさらに軽減していると聞いております。和歌山県では、現状そうした上乗せがないために、財政負担が大きな壁になっているのだと理解しております。

ここで効いてくるのが世界農業遺産の認定だと考えます。本町は今、世界に認められた農業システムを将来へ守り継ぐ責務を県とともに負った立場にあります。この大義を掲げて石積み階段園の景観を守るための体制事業については、県としても特別に補助を上乗せしてほしいと働きかけることは十分筋の通った要望ではないでしょうか。財政という大きな壁を世界農業遺産という追い風を借りて動かしていく、そうした県への働きかけについて、町の考えをお聞かせください。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

世界農業遺産の保全は、従来申し上げていましており重要な課題でございます。そ

のための支援の在り方につきましては、県とも連携しながら取り組んでいく必要があると考えております。農地中間管理機構関連農地整備事業につきましては、多くの要件を満たすことが必要でありまして、その上で県が事業主体となって進められる事業でございます。

今後、仮に事業化に向けた条件が整う状況となれば、事業の実現に向けて県や関係機関とも十分連携を図りながら取り組んでまいりたいと思っております。また、事業を進める上で必要となる制度の充実や予算の確保などにつきましては、今後も地域の実情を踏まえながら、必要な要望はしっかりと行ってまいりたいと思っております。

議員おっしゃるように、この世界農業遺産に昨年認定されました。機運も高まってきているところでもありますし、今後ともこの農業の振興に向けまして県とも連携を図りながら、そして要望も行ってまいりたいと思っております。

○議長（岡 省吾）

1 番、神山裕介君。

○1 番（神山裕介）

ありがとうございます。

続いて、残る 2 つの課題、地権者の全員同意と担い手の明確化についてです。

私は、この 2 つは別々の課題というより、関わる皆が報われる三方よしの形を示すことで、同時に前へ進められるのではないかと考えております。まず、全員同意が難しい背景には、現場でよく聞かれる、もう作れないのになかなか手放してくれないという事情がございます。所有者の方にもそれぞれの御事情があり、責められることはありません。ただ、もし再生された農地が担い手に引き継がれ、所有者の方にも僅かでも賃料という収入が生まれ、何より重荷であった草刈りの負担から解放されるとしたら、手放すことへのためらいも和らぐのではないかと考えます。所有者にとっての出口を示すことが、同意形成の鍵になると思います。

次に、担い手の明確化についてですが、前回、農業後継者受入協議会で 9 名を受け入れ、4 名が独立就農、3 名が研修中と御答弁いただきました。着実に成果を上げていただいていると承知しております。また前回、私が広島県の事例、研修期間中に開墾や苗木の植え付けまで済ませ、独立時にはすぐ収入が見込める農地を用意して送り出す仕組みを御紹介した際、参考にすべき事例とお答えいただきました。それであれば、行政が再生した農地をこうした研修生や意欲ある若手の受皿として用意すれば、整備後の農地を引き受ける担い手も明確になっていくのではないのでしょうか。このように考えますと、荒廃農地の再生は畑を求める若い担い手、草刈りの負担を抱えた所有者、世界農業遺産の景観、そして基盤修復を担う地元の事業者までもが共に報われる取組になり得ます。こうした三方よしの考え方について、町としてどのように受け止められるかお聞かせください。

なお、あわせて1点、せっかく再生した貴重な農地が、いわゆる借りるだけで手放すといった形で再び荒れ戻ることのないよう、引渡しに当たって担い手の意欲や継続性を見ていく仕組みについてもお考えがあればお聞かせください。

○議長（岡 省吾）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

お答えいたします。

議員が御提案されましたように、農地所有者、担い手、そして地域全体がそれぞれメリットを実感できる形で、農地の保全と活用が進むことは大変望ましいことであり、その考え方につきましては理解するところでございます。

一方で、前回から申し上げております農地中間管理機構関連農地整備事業につきましては、個々の農地の再生だけではなく、一定規模の農地集積や地域全体の合意形成を前提として進められる事業であることから、実際の事業化に当たっては相当多くの条件を整えていく必要がございます。

また、担い手の確保につきましても、新規就農者や若手農業者への期待は大きいものの、農地を引き受けていただくためには営農技術の習得や経営の安定化、地域との関わりなども含めた総合的な環境整備が必要であると考えております。町といたしましては、農業後継者受入協議会をはじめ関係機関と連携しながら、新規就農者の確保・育成に引き続き取り組むとともに、担い手となる方々が将来にわたり安心した営農を継続できる環境づくりに努めてまいります。

また、再生した農地が再び荒廃することは避けなければならないと考えており、そのためリフォーム事業を活用される借受人等に対し営農活動計画書や営農状況報告書の提出、営農意欲などの確認を行い、持続的な農業経営が実施できるよう努めているところでございます。

以上です。

○議長（岡 省吾）

1 番、神山裕介君。

○1 番（神山裕介）

ありがとうございます。最後に、全体を通してお伺いします。

前回、町長は世界農業遺産の認定について、これはゴールではなく新たな挑戦の始まりとお答えくださいました。私も同じ思いでございます。400年以上にわたり先人が石を積み、木を接ぎ、守り育ててきた産地の価値が世界に認められた今、私たちはそれを将来へ守り継いでいく責務を負ったのだと思います。一度荒れてしまった畑も、手を入れればまた実を取り戻すことができます。だからこそ、まだ戻せるうちに、個人の力では戻せなくなった農地にこそ、行政に一步前に出て手を差し伸べていただきたい、それが世界農業遺産の名にふさわしい日本一の産地らしい取組だと考えます。

国、県、J A、そして地域の農家や事業者さんの皆さん一体となって、この産地と石積み階段園の景観を500年先まで守り継いでいく、その新たな挑戦への決意を改めて町長にお聞かせいただければと思います。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

世界農業遺産として認定されました石積み階段園みかんシステムは、本町の重要な地域資源であり、その保全と継承は極めて重要な課題であると思っています。3年前に発生しました線状降水帯によりまして、大きく農地災害もございました。特にそういった面でもこの保全というのは重要だと思っているところであります。

世界農業遺産の認定は、ゴールではなくて産地を未来へ引き継ぐための新たなスタートであります。先人が築き上げた石積み階段園と有田みかんの産地を次世代へ継承していくため、農地の保全と担い手確保の両面から、今後も引き続き国、県、関係機関や地域の皆様と連携しながら、既存制度を最大限活用し、持続可能な産地づくりに取り組んでまいります。

今、ドローンで農薬散布が行われていくようなスマート農業ですか、ICT農業が進んでいくかと思いますし、今後ともAIを活用したようなことも御提案いただきながら、農業振興を図ってまいりたいと思っています。農家の皆様が将来に希望を持ち、次世代に自信を持って引き継げる有田川町を目指し、全力で尽くしてまいりたいと思います。

○議長（岡 省吾）

1番、神山裕介君。

○1番（神山裕介）

ありがとうございます。

それでは、2件目の中学校部活動の地域展開を見据えた広域連携による地域クラブ活動の環境整備についての再質問をさせていただきます。

具体的な受皿づくりの方法について、私なりの考えをお伝えしながらお伺いできればと思います。先ほど申し上げたとおり、有田圏域全体を見渡せば、施設はおおむね一通りそろっており、各分野の指導者も地域に点在しております。ある競技の指導者は隣の町に、ある文化部の指導者はまた別の町にというように、人材は圏域のあちらこちらにいらっしゃいます。問題は、それらが1つの町の中だけでは完結しておらず、束ねる仕組みがまだないことだと思います。

そこで御提案したいのが、新たな施設を建てるのではなく有田圏域で連携し、指導者と施設をお互いに持ち寄り、生かし合う仕組みをつくっていくという考え方です。この活動であれば、この施設、この指導者という形で、圏域全体を1つの活動環境として機能させていく連携の枠組みでございます。既に県内ではこうした地域型クラブ

の取組が先行している地域もございます。例えば、海南省ではNPO法人ゆうゆうスポーツクラブ海南が海南省の体育施設を拠点に、子供から大人まで複数の競技にわたる教室を運営し、学校との連携や子育て支援にも取り組んでおられると伺っております。運動部に限らず文化部についても、指導者は地域に点在しておりますので、圏域で持ち寄るという考え方は同じように当てはまると思います。本町もこうした先行事例に学べる立場にあると思います。

また、指導者がいないのではないかという点についても、希望はあると感じております。実際に地域には子供たちのために力を貸したいというお気持ちを持った指導者の方が、運動・文化の両面で現にいらっしゃいます。日本スポーツ協会などには地域の指導者が登録されており、そうした既存の人材情報とつないでいくことで活路が開けるのではないのでしょうか。その上で、こうした広域連携は相手のある話ですので、どこかが最初に声をかけなければなかなか動き出さないようにも思います。子供の数が比較的多い本町だからこそ、まずは本町から圏域の市長と一緒に考えませんかとお声がけをし、協議の場を設けていく、そうした最初の一步を本町に踏み出していただけないでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（岡 省吾）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

神山議員の再質問にお答えさせていただきます。

少子化の進行、また指導者の確保などの課題から、町内で対応できるクラブ活動につきましては、着実に取組を行いながら、また競技や活動内容によりましては、近隣市町との広域的な連携を進めながら、地域全体で子供たちの活動機会を支えていく必要があると認識してございます。このため、関係自治体や教育委員会、また関係団体とも連携を図りながら、持続可能な地域展開の実現に向け取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（岡 省吾）

1 番、神山裕介君。

○1 番（神山裕介）

ありがとうございます。

次に、広域での受皿づくりを進める上で避けて通れない子供たちの移動手段についてお伺いします。

受皿を圏域に広げるということは、子供たちがこれまでより遠い場所へ通う場面が増えるということでもあります。ここで必ず課題となるのが送迎でございます。保護者が全てを担うには負担が大きく、共働きや独り親の御家庭では送迎が難しく、結局通わせてあげられないということにもなりかねません。せっかく受皿をつくっても、

そこへ通う手段がなければ十分に生かし切れないと考えます。

そこで、地域の住民の方に有償ボランティアとして送迎に御協力いただく仕組み、例えばファミリーサポート事業のような既存の取組の活用や、必要に応じた有償運送の枠組みなどを受皿づくりと併せて御検討いただけないでしょうか。もちろん、ファミリーサポートの対象や運用にはそれぞれ制度上の考え方があると承知しておりますので、本町の実情に合った形で可能性を探っていただければという趣旨でございます。子供たちの移動手段の確保について、町の考え方をお聞かせください。

○議長（岡 省吾）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

お答えいたします。

生徒の移動手段につきましては、生徒自身による移動、また休日等におきましては保護者の方の送迎を基本としながら、地域展開が円滑に進むよう取り組んでまいります。また、完全な地域展開に至るまでの移行期間におきましては、学校部活動との連携を図りながら、社会体育施設等の有効活用、またオンライン指導の活用など、多様な活動機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岡 省吾）

1 番、神山裕介君。

○1 番（神山裕介）

ありがとうございます。

最後に、なぜ私がこの問題を本町にとって特に大切だと考えているのか、その思いをお伝えしたいと思います。

繰り返しになりますが、本町は子育て世代に選ばれ、人口減少に歯止めをかけつつあるという貴重な歩みを進めてこられました。そのせつかく転入してきてくださった御家庭の子供たちが数年後に中学生になったとき、町内に多様な活動の受皿があるかどうかは、これからのまちづくりにとっても小さくはない意味を持つと思います。受皿が乏しければ、意欲のある子供とその御家庭は専門的な指導を求めて町外へ通うことになり、その負担は決して軽いものではありません。子供が地域でスポーツや文化芸術の活動を伸び伸びと続けられる環境は、子育て世代に町を選んでいただく上での1つの魅力にもなり得ると考えます。子育て世代に選んでいただいている今だからこそ、その子供たちを中学校以降もしっかりと地域で受け止める備えを進めていただきたいと思います。

部活動の地域展開を単なる教員の負担低減ややむを得ない縮小としてではなく、子育て世代に選ばれるまちづくりを中学生以降の世代へつなげていく取組として、前向きに捉えていただけないでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

部活動の地域展開につきましては、単に学校活動の受皿を確保するという視点ではなくて、将来のまちづくりを見据えた重要な取組であると認識をしております。少子化が進む中においても、子供たちが多様なスポーツや文化活動に親しみ、地域の大人との交流を通じて成長できる環境を整えることは、子育て世代にとって魅力あるまちづくりにつながるものと考えております。

先ほど実証事業を今年度から始めていると答弁させていただいたところですが、私自身もそれにちょっと一つ関わっておりますので、一武道なんですけれども、それについて申し上げますと、有田郡市、2つの中学校でのクラブ、そして5地域で練習ができることになっていまして、この有田郡市でそこをお互い協力し合いながら練習をしているところであります。それも幼年、小学校、中学校、高校と、そして大学に向けて継続して練習できる環境をつくっていかうということで取り組んできたところでございます。

地域には、そういったことでいろいろと御指導いただける方、それはもうスポーツにしろ、文化活動にしろ、そうした指導者の方が多くいらっしゃるかと思います。そういう皆様方とお互い連携を図りながら、子供たちの活動機会の充実はもとより、この地域人材の活躍の場づくりや世代間交流の促進にもつなげながら、ずっと住みたい、笑顔あふれるまちづくりを、その実現に向けて取り組んでまいりたいと思ってございます。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（岡 省吾）

1 番、神山裕介君。

○1 番（神山裕介）

ありがとうございました。

先人が石を積み、木を接いで守り育ててきた世界農業遺産の産地も、そして子育て世代に選ばれ、この町に集まり始めた子供たちの未来も、どちらも有田川町が次の世代へと確実に引き継いでいくべきかけがえのない財産でございます。世界に認められたこの農業の営みと石積み階段園の景観を守り継ぎ、そして子供たちが生まれ育ったこの町で伸び伸びと好きなスポーツや文化・芸術の活動に打ち込み、この町で育ってよかったと思ってもらえるよう、行政としても引き続き御尽力いただきますことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡 省吾）

以上で、神山裕介君の一般質問を終わります。

以上で、日程第1、一般質問が全て終了いたしました。

本日の会議はこれで散会いたします。

また、次回の本会議は6月16日、火曜日、午前9時30分から開議させていただきます。よろしくお願いいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

散会 16時31分